

むつ市議会第220回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

平成26年6月12日（木曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【議案一括上程、提案理由説明】

第1 議案第35号 財産の取得について

（むつ市消防団大畑消防団第1分団配備の消防ポンプ自動車を老朽化に伴い更新するためのもの）

第2 議案第36号 財産の取得について

（脇野沢庁舎配備の除雪ドーザを老朽化に伴い更新するためのもの）

【一般質問】

第3 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）2番 横 垣 成 年 議員

（2）17番 村 中 徹 也 議員

（3）3番 工 藤 孝 夫 議員

（4）9番 東 健 而 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25人）

1番	上	路	德	昭	2番	横	垣	成	年
3番	工	藤	孝	夫	4番	佐々	木		肇
5番	川	下	八十	美	7番	村	川	壽	司
8番	佐	賀	英	生	9番	東		健	而
10番	石	田	勝	弘	11番	菊	池	広	志
12番	斉	藤	孝	昭	13番	濱	田	栄	子
14番	浅	利	竹二	郎	15番	中	村	正	志
16番	半	田	義	秋	17番	村	中	徹	也
18番	大	瀧	次	男	19番	富	岡		修
20番	佐々	木	隆	徳	21番	富	岡	幸	夫
22番	鎌	田	ちよ	子	23番	菊	池	光	弘
24番	岡	崎	健	吾	25番	白	井	二	郎
26番	山	本	留	義					

欠席議員（1人）

6番 目 時 睦 男

説明のため出席した者

市長職務代理者 市副市長	新	谷	加	水	教育長	遠	島	進
公営企業 管理者	遠	藤	雪	夫	監査委員	阿	部	昇
選挙管理 委員会	畑	中	政	勝	農委職員 職務代理	畑	中	重 宏
総務政策 部	伊	藤	道	郎	財務部長	石	野	了
民生部長	松	尾	秀	一	民生部 保健福祉 部	猪	口	和 則
保健福祉 部	花	山	俊	春	経済部長	浜	田	一 之
建設部長	鏡	谷		晃	下水道 部	酒	井	嘉 政
川内庁舎 所	松	本	大	志	大畑庁舎 所	畑	中	恒 治

総政総主
 策務
 保福介福主
 祉 祉
 員務 育
 教委事学教主指
 導 主
 総政総主
 策務 任
 主

中 村 智 郎
 高 松 英 浩
 祐 川 文 規
 栗 橋 恒 平

民市ス主
 生 一ツ
 部民課幹
 育会局課幹
 員務務
 策 策 主
 任
 総政防政主

加 藤 昭 広
 畑 中 涉
 武 田 將 志

事務局職員出席者

事務局長
 総括主幹
 主任主査

柳 田 論
 佐 藤 孝 悦
 村 口 一 也

次 長
 主 幹
 主 事

濱 田 賢 一
 小 林 睦 子
 山 本 陸 翼

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（山本留義） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

本日市長職務代理者副市長から、今定例会に議案2件を追加提案したい旨の申し入れがあり、先ほど開催した議会運営委員会で本日この後上程することが決定されておりますので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第2 議案一括上程、提案理由説明

○議長（山本留義） 日程第1 議案第35号 財産の取得について及び日程第2 議案第36号 財産の取得についての2件を一括議題といたします。

市長職務代理者副市長から提案理由の説明を求めます。市長職務代理者副市長。

（新谷加水市長職務代理者副市長登壇）

○市長職務代理者副市長（新谷加水） ただいま追加上程されました議案第35号及び議案第36号の財産の取得について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

す。

これら2議案は、むつ市消防団大畑消防団第1分団に配備しております消防ポンプ自動車及び脇野沢庁舎に配備しております除雪ドーザについて、老朽化が著しいことから車両を更新するためのものであります。

以上をもちまして、追加上程されました2議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして、ご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本留義） これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案第35号及び議案第36号については、6月16日に質疑及び委員会付託を行いますので、ご了承願います。

◎日程第3 一般質問

○議長（山本留義） 次は、日程第3 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんにより横垣成年議員、村中徹也議員、工藤孝夫議員、東健而議員、菊池光弘議員、鎌田ちよ子議員、浅利竹二郎議員の順となっております。

本日は、横垣成年議員、村中徹也議員、工藤孝夫議員、東健而議員の一般質問を行います。

◎横垣成年議員

○議長（山本留義） まず、横垣成年議員の登壇を求めます。2番横垣成年議員。

（2番 横垣成年議員登壇）

○2番（横垣成年） おはようございます。日本共産党の横垣成年です。むつ市議会第220回定例会

に当たり一般質問を行います。市長職務代理者初め理事者には、前向きのご答弁よろしく願いをいたします。

さて、5月21日に大飯原発3、4号機に対し、運転をしてはならないという判決が出されました。判決では、次のように述べております。「ひとたび深刻な事故が起これば多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす事業に関わる組織には、その被害の大きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められて然るべきである。このことは、当然の社会的要請であるとともに、生存を基礎とする人格権が公法、私法を問わず、すべての法分野において、最高の価値を持つとされている以上、本件訴訟においてもよって立つべき解釈上の指針である。個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体が人格権であるということが出来る。人格権は、憲法上の権利であり（13条、25条）、また人の生命を基礎とするものであるがゆえに、我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできない。したがって、この人格権、とりわけ生命を守り、生活を維持するという人格権の根幹部分に対する具体的侵害のおそれがあるときは、人格権そのものに基づいて侵害行為の差止めを請求できることになる。人格権は、各個人に由来するものであるが、その侵害形態が多数人の人格権を同時に侵害する性質を有するとき、その差止めの要請が強く働くのは理の当然である」、「大きな自然災害や戦争以外で、この根源的な権利が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは原子力発電所の事故のほかは想定し難い」などとして、運転を認めない判決を出しました。すばらしい内容であります。福島原発事故で15万人という多数の人格権が侵害された。まだ収束していない。今後侵害されるおそれがあるから運転は認められないと

いうことであります。

いまだに一時的な経済効果、原発マネーと引きかえの原発にしがみつき、原発半島に突き進もうとしている下北半島。大飯原発判決と同様、下北半島に住まいを構え、生き、生活をする人格権を何人も奪うことはできません。まさに憲法が保障し、自治体の長が保障しなければならないものであります。下北半島の人々が協力し合い、地域資源を有効に活用し、雇用をふやし、人格権がもっともっと大切にされる下北半島をつくっていかうではありませんか。

それでは、質問に入りたいと思います。

質問の1点目、屋内スポーツ施設についてであります。昨年末からむつ市民体育館が閉鎖され、むつ市民に多大な影響を及ぼしております。早期にむつ市民体育館を建設すべきであります。いまもって見通しが立っておりません。しかし、むつ市は建設までの間、市民スポーツの便宜を最大限図っていかねばなりません。①として、希望者、団体の利用が可能となっているかどうかであります。希望者、団体の利用が不可能となっている事実があるかどうか、市がそれにどのように対応しているのかをまずお聞きしたいと思います。

②として、学校開放各施設の利用率と利用人数についてであります。利用されていない施設、利用率の少ない施設の原因と改善をお聞きいたします。

③として、現状の見直し改善についてあります。利用できる日時の変更などが可能かどうか、これ以上改善の余地がないかどうか、これをお聞きいたします。

④として、高校体育館などの利活用についてあります。高校体育館や他の施設の利活用ができないかどうか、これもお聞きいたします。

質問の2点目であります。消防団の装備充実に

ついてであります。東日本大震災を受け、消防団の装備が不十分であることが指摘され、国のほうも充実に向け動いているようであります。むつ市も市民の安全のためにも、消防団の装備充実のための動きを強めるべきであります。

まず、むつ市内の消防団の装備の現状はどのようになっているのでしょうか。

次に、総務省消防庁は消防団の装備について、昨年どのような法の改正を行ったのでしょうか。そして、その法改正を受け、むつ市はどのような対応をしているのかをお聞きいたします。

質問の3点目、教育についてであります。まず、教科書の選定についてです。教科書の選定に当たっては、現場の教師の声を多く聞き、民主的な方法で選定すべきであります。教科書の選定の手順はどのようになっているのでしょうか。現場の教師なども交えた民主的な方法となっているのかどうかをお聞きいたします。

次に、小中一貫校についてであります。国、政府の進める小中一貫校は、学力向上というか、ペーパーテストに力を入れ過ぎる嫌いがあります。心身ともに健全な児童を育成するうえで障害とならない程度に小中一貫校を進めるべきであります。現場の教師の意見を十分に受け入れ、児童に十分配慮しながら進めるべきであります。

そこで、小中一貫校についてのむつ市の考えをお聞きいたします。ハード面では、川内が小中併設校として一番先に進んでいるところでございます。今後このような小中併設校という形の学校建設の予定があるのであればお聞きをいたします。数年でむつ市内の学校全てを小中併設校にすることには無理があります。数十年という期間が必要だと思います。その間、小中一貫教育を進めるうえでのむつ市内の学校間でのハード面でのギャップが生じることとなります。むつ市は、ハード面でのギャップをどのようにカバーする予定なのかを

お聞きいたします。そしてまた、小中一貫教育が学校間で違うものとなるというソフト面でのギャップをどのようにカバーするつもりなのかをお聞きいたします。

最後に、教本「あおり県の電気」についてであります。平成23年版の教本「あおり県の電気」は、原子力が電源の中に大きな位置を占めていることを示唆し、原発の負の部分、人間の手に負えない危険な放射性廃棄物が大量に出ることの記述はなく、原発は安全で必要、これを児童の意識の中に自然に植えつけようという意図があるようであります。

また、発行が青森県エネルギー総合対策局原子力立地対策課ということを見ると、原発は必要であることを教える教本であります。福島原発事故はまだ収束をしておりません。また、世論調査では6割以上の方が原発は廃止すべきとなっている状況で、原発を必要とする教本をもとに児童に教育をするべきではありません。教本「あおり県の電気」の取り扱いはどのようになっているのかをお聞きいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（山本留義） 市長職務代理者副市長。

（新谷加水市長職務代理者副市長登壇）

○市長職務代理者副市長（新谷加水） 横垣議員のご質問にお答えいたします。

まず、屋内スポーツ施設につきましては、担当部長よりお答えをいたします。

次に、消防についてのご質問にお答えいたします。消防団の装備充実についてですが、言うまでもなく消防団が地域住民の安心安全の確保のために果たす役割は大きく、市では消防団活動をより効率的に遂行できるよう、これまで、トランシーバー、発電機、ライフジャケットなどの必要な装備資機材を計画的に整備してきたところであります。このような中、消防団を中核とした地域防災

力の充実強化を図り、住民の安全の確保を資することを目的として、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が昨年12月に公布、施行されたことを受け、消防庁では消防団の装備の基準及び消防団員服制基準を改正し、本年2月に公示したところであります。

主な改正内容といたしまして、消防団の装備の基準関係では、東日本大震災において多数の消防団員が犠牲になったことを踏まえ、大きく分けて次の3つの区分について充実することとしております。

まず、救助用半長靴や救助胴衣等の安全確保の装備の充実、次に情報の収集や共有、発信機能を強化するための携帯用無線機やトランシーバー等の双方向の情報伝達が可能な装備の充実、そして大規模災害に対応するためのチェーンソーや油圧ジャッキ等の救助活動用資機材の充実を図ることとされております。また、消防団員服制基準関係では、団員の士気向上等に資する観点から、活動服の機能性及びデザイン性の向上を図り、安全確保のため救助用半長靴の形式を定めることとされております。

ちなみに、今回の改正に基づき、市内全ての消防団に基準に沿った装備資機材を整備するとすれば、市の財政へ大きな影響を及ぼすことが懸念されますことから、今後優先順位等を定めて、中長期的な整備計画を作成するとともに、老朽化している消防団車両の更新なども含め、包括的に消防団の装備資機材の整備をしていく必要があるものと考えております。

なお、消防団員服制基準につきましては、同告示の中で市町村の規則で定められている服制については、この告示による改正後の消防団員服制基準の規定にかかわらず、当分の間従前の例によることができることとされており、また現在の活動服等について、団員から機能性についての要望等もな

いことから、市といたしましては、当分の間、現行の服制を継続することとしております。

当市における消防団の装備の現状につきましては、担当から答弁させます。

次に、教育についてのご質問につきましては、教育委員会から答弁があります。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 横垣議員の教育についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の1点目、教科書の選定についてであります。教科書の選定、いわゆる教科書採択は、学校が使用する教科書を決定することであり、4年に1度行われます。教科書は、学校において使用義務が課せられた主たる教材であり、今年度が小学校教科書採択の年となっております。

さて、教科書採択までの手順につきましては、大きく3つの段階の調査、審議を経て採択されることとなります。第1段階は、国による調査審議です。文部科学大臣に申請された教科書は、学習指導要領の趣旨に即しているか、内容に誤りはないかなど、文部科学大臣の諮問機関である教科用図書検定調査審議会に諮問されるとともに、教科調査官による調査を経て、文部科学大臣に答申が行われ、文部科学大臣はこの答申に基づき検定を行います。

第2段階は、都道府県による調査です。文部科学大臣の検定を経た教科書が都道府県の教育委員会に送付され、青森県教育委員会においては、県下の各教科に堪能な現役教員を調査員として委嘱し、各教科ごとに調査研究を実施し、調査資料を作成し、採択権者に送付しております。最終段階は、採択権者である市町村による調査審議ですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の第12条、「都道府県教育委員会は市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図

書採択地区を設定しなければならない」という規定により、青森県教育委員会によって県内8地区の教科書採択協議会が設定されております。各採択協議会においても、県と同様に各教科に堪能な現役教員を調査員に委嘱して、教科書の調査研究を行い、審議を経て、最終的にその地区に属する学校で児童が使用する教科書が採択されることとなります。各地区の採択協議会は、市町村教育長によって組織されておりますが、公明性、公平性を期すために学識経験者から成る専門委員及びPTAなどの父母委員を加えて組織されます。

下北むつ地区協議会の採択に関しては、青森県教育委員会の調査資料と指導助言、むつ下北管内の全教職員が教科書見本を閲覧して意見をまとめた教科用図書報告書、専門教科調査員による調査報告書、これら3点の資料をもとにむつ下北の児童の教科学習に最も適した教科書を各教科ごとに決定することとなります。

また、今回の採択に当たっては、大湊中学校、大間小学校の教科書センターで6月13日から7月3日まで、教科書展示会を予定しており、6月25日号の市政だよりでも市民の皆さんへ広く開催を周知する予定であります。

教育委員会といたしましては、今年度の教科書採択に関しましても、従来どおり文部科学省、教育委員会、教職員、保護者等の意見をしんしゃくし、公平かつ公正な立場で子供たちのために有益な教科書を採択していくことが重要であると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、小中一貫校についてお答えいたします。まず、校舎一体型と校舎分離型の現状と格差対策についてです。むつ市における小中一貫教育は、平成19年に策定されたむつ市教育プランに基づき、山積みする教育課題を解決し、知、徳、体の調和のとれた人間性豊かな児童・生徒を育成するという当市の学校教育推進目標を達

成するための新たな教育施策として導入されました。各中学校学区を単位として9ブロックに分け、市内全域を対象とした取り組みは、県内市部においては初めての挑戦となっております。

小中一貫教育は、本来小学校と中学校がつながった校舎一体型の学校において、より教育的効果が期待できるところでありますが、当市においては現時点で校舎一体型は川内中学校ブロックのみとなっております。しかしながら、今後さらに平成27年度には脇野沢中学校ブロックにおいて、その後引き続き関根中学校ブロックにおいて実現する予定となっておりますが、残りの6ブロックでは現行どおりの校舎分離型の小中一貫教育が行われることとなります。

教育委員会といたしましては、このような現状を踏まえ、各ブロックごとの取り組み内容に格差が生じないように、また校舎分離型における負担軽減を図るため、次のような対策を講じております。

対策の1つ目は、全ブロックにおいて確実に取り組む内容として、共通実践事項を設定していることです。その内容は、小学校5年生から中学校1年生までの中期における授業の充実、学力向上アクションプラン及び不登校児童生徒減少アクションプランへの取り組み、特別支援教育における小・中学校間の連携強化、小・中学校合同行事の充実及び地域との連携の4項目となっております。

対策の2つ目は、小・中学校の教員が他校種に乗り入れ授業を行ったり、小学校において一部教科担任制を導入する際の負担軽減を図るため、小中一貫教育学習支援員を市独自に採用し、各ブロックへ配置しているところです。

対策の3つ目は、校舎分離型における小中一貫教育の取り組みを充実させるための研究委託事業の実施が挙げられますが、今年度は11月7日に大湊中学校ブロックにおいて公開研究発表会を実施

いたします。教育委員会といたしましては、このような取り組みを通して、校舎分離型の小中一貫教育の充実を図るとともに、ブロックごとの取り組みに格差が生じることをないよう努めておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、小中一貫教育の狙いが学力向上に偏り過ぎているのではないかということについてお答えします。当市の教育課題として、学力の向上と生徒指導の充実が常に挙げられてまいりました。そのため教育委員会といたしましては、小中一貫教育における重点事項としてアクションプランを設定する際にも、決してどちらか一方に偏ることなく、まさに車の両輪のように学力向上アクションプランと不登校児童生徒減少アクションプランを位置づけ、取り組みを進めてまいりました。

これまでの子供たちの心を育てる道徳教育や生徒指導にかかわる成果としては、不登校児童生徒の減少が一番に挙げられます。小中一貫教育完全スタート前の平成22年度では、年間30日以上の不登校児童生徒の数は、小・中学校合わせて100名でしたが、平成25年度には47名と半減しております。そのほか万引き、暴力行為等の問題行動も大幅に減少してきています。

また、小中一貫教育にかかわる意識調査の中で、道徳の授業を通して命の大切さや決まりを守ることは大切であると考えようになったと肯定的に答える児童・生徒は92.9%にまで高まっております。このような背景には、小中一貫教育の中での小・中学校教員相互の情報交換の強化や合同研修会の開催、地域清掃、耐久遠足などの子供たちの心を磨く小・中合同行事の実施、子供たちの心の中を理解するための学級生活満足度調査やいじめにかかわるアンケート調査の実施、さらにはきめ細かい指導の充実を図るためのスクールサポーターの各学校への配置、スクールカウンセラーや教育相談員、教育相談支援員の派遣などなど、子供

たち一人一人を大切にしたり日々の地道な取り組みのたまものであると考えております。

このようなことが基盤となり、現在子供たちは温かい人間関係の中、成就感や満足感を味わいながら学習に取り組んでおります。このことが学力向上の面においてもよい影響をもたらしているものと考えております。

今中1ギャップの解消を図る小中一貫教育における中期の指導の充実を図る取り組みの中で、校舎一体型のブロックの子供たちも校舎分離型のブロックの子供たちも、ともに憧れを抱いて中学校に入学し、そして誇りを持って中学校生活を過ごし、卒業後は母校に対する愛着を持ち続けるという9年間を通した心の教育が充実しつつありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、社会科学習参考教材「あおもり県の電気」についてお答えします。この「あおもり県の電気」は、青森県が平成7年度から作成しているもので、小学校4年生の社会科授業用として県内小学校に配布されているものです。むつ市内においては、今年度も全ての小学校に県から送付され、4年生に配布済みまたは配布する予定となっております。

その使用の仕方については、4年生の社会科単元、飲料水、ガス、電気の確保についての学習において、それらの中から1つ選択して取り扱うことになっており、教科書では飲料水を扱っていますので、教科書では取り扱っていない電気を学習する際に、その補助資料として使用されています。また、6年生理科の発電についての学習や総合的な学習の時間の学習においても、補助資料として使用している小学校もあります。

次に、原子力発電が必要であるという前提のこの参考教材を児童の教育に用いるべきではないということについてお答えします。議員ご指摘のものは平成23年度版であり、東日本大震災の前に作

成されたもので、放射能の危険性等についての記載がありませんでした。しかし、現在配布されている平成26年度版では、東日本大震災での福島第一原子力発電所での事故や放射能の危険性についても記載され、原子力発電の利点と欠点がバランスよく指導できるよう工夫されています。これを踏まえて教育委員会といたしましては、今後も学習指導要領に従い、各校の実態等に応じて社会や理科等で電気について学習する際に、その補助資料として使用する際には、各発電方法の利点と欠点をバランスよく指導していくよう各小学校に求めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（松尾秀一） 横垣議員の屋内スポーツ施設についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の1点目、希望者、団体の利用が可能となっているかどうかについてであります。

まず、市民体育館閉鎖に伴う代替施設としては、川内体育館、大畑体育館の予約状況をホームページに掲載し、利用可能な時間を確認できるように一定の便宜を図っているところであります。

また、学校体育施設開放事業により小・中学校の体育館についても、可能な限り活用いただくようお願いしてきたところであります。

川内、大畑の両体育館については、大会等の行事や17時以降の予約が多く、利用希望者からは、希望時間に利用できないとの問い合わせもありましたが、現在では早期に予約していただくことで調整しながら、利用団体等を決定している旨利用者に説明し、理解を求めているところであります。

一方、学校体育施設開放事業については、現在小学校9校、中学校4校の計13校において体育館開放を実施しており、本年6月1日現在で101団体1,582名が登録されております。

また、利用希望施設が重複した際は、抽せん等

により調整を図っており、抽せんに漏れた団体に対しましては、利用可能な学校を紹介させていただいております。

したがいまして、施設の利用については、今後とも利用方法等の周知を図るとともに、利便性の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、各施設の利用率と利用人数についてお答えいたします。本年6月1日現在における利用人数は、あくまでも申請に基づく登録者数から推計いたしますと、まず小学校については第一田名部小学校が132名、第二田名部小学校が156名、苫生小学校が174名、第三田名部小学校が150名、奥内小学校が93名、関根小学校が64名、大平小学校が173名、大湊小学校が133名、二枚橋小学校が登録のない状況となっております。

次に、中学校については、むつ中学校が161名、大平中学校が195名、大湊中学校が129名、近川中学校は22名となっております。

利用率につきましては、第一田名部小学校、第二田名部小学校、苫生小学校、関根小学校、大平小学校、むつ中学校、大平中学校が100%となっており、第三田名部小学校、奥内小学校、大湊小学校、大湊中学校、近川中学校が90%以下となっております。利用率の違いについては、居住地や中心部に位置する職場の影響が大きいものと推察いたしております。

次に、ご質問の3点目、現状の見通し、改善についてお答えいたします。まず、利用可能日については、基本的には月曜日から土曜日としており、利用時間は19時から21時としておりますが、各学校の行事等が優先されますので、あらかじめ利用のできない日をお伺いしたうえで、利用者に対して通知をしております。

また、利用時間の延長と利用日の増加について

は、近隣住民への影響はもとより、各学校ごとの事情などにも考慮する必要があり、現状での利用をお願いしたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の4点目、高校体育館などの利活用についてお答えいたします。高等学校体育館を利用できないかのご質問であります。高等学校については、青森県の所管施設であることに加え、小・中学校と比べ、明らかに部活動が盛んに行われている状況や、受験時期の勉強環境などを思慮すれば、現実的に困難であろうと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 消防団の装備の現状につきまして、むつ、川内、大畑、脇野沢の各地区の消防団ごとにお答えいたします。少し細かくなりますが、ご了承願いたいと存じます。

まず、むつ消防団は21分団ございますが、全体ではライフジャケット110着、防火衣一式63着、トランシーバー25台、車載用無線機3台、担架1台、応急処置セット1セット、AED1台、油圧切断機具1台、エンジンカッター2台、チェーンソー2台、警戒ロープ21本、拡声器8台、投光器9台、発電機9台、燃料携行缶8缶が装備されております。

次に、川内消防団は14分団ございますが、全体では防火衣一式140着、トランシーバー26台、車載用無線機2台、チェーンソー2台、投光器1台、発電機1台が装備されております。

大畑消防団は、12分団ございますが、全体では救助用半長靴10足、ライフジャケット70着、防火衣一式113着、トランシーバー10台、車載用無線機6台、担架3台、応急処置セット2セット、AED2台、油圧切断機具1台、エンジンカッター1台、チェーンソー1台、油圧ジャッキ1台、拡声器3台、投光器7台、発電機8台、燃料携行缶

7缶、エアーテント一式、寝袋5枚、簡易ベッド5台が装備されております。

脇野沢消防団は、9分団ございますが、全体では防火衣一式が60着、トランシーバー10台、車載用無線機2台、拡声器18台、投光器4台、発電機4台、燃料携行缶9缶が装備されております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） まず質問の1点目、屋内スポーツ施設についてであります。基本的に現状でお願いしたいというふうな答弁でありました。それこそ冒頭にも言いましたけれども、むつ市民体育館が閉鎖されて、本当に市民には大きな影響を及ぼしております。そこで本当に今ある設備を、それこそフル回転する、そういう非常事態ではないかなというふうに思ってお聞きいたしました。しかしながら、現状で何とかお願いしたいというふうな答弁でしたので、もう少し工夫ができないかなというふうなことを考えております。

一部聞くとところによりますと、例えば学校体育開放施設事業については、祭日は使えないとかというふうなところもあるようではありますが、先ほどの答弁のように、月曜から土曜日、これは祭日があっても使えるというふうな答弁であったのかどうか、ちょっと再度確認させていただきます。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（松尾秀一） お答えいたします。

祝日の利用につきましては、利用できない日を事前に各学校から確認のうえ、利用者はその旨通知しておりますが、基本的には各学校ごとの事情もありますことから、全ての学校が利用可能というわけにはまいりませんので、その辺はご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） ということは、学校ごとに、もう祭日は必ず使えないという部分があるのか、

それともたまたま例えば今月の祭日だとか、7月の祭日が学校行事が入っているから、その部分はちょっと勘弁願いたいというふうな、それこそ祭日の個別によってそれぞれ使えない、使えるというのがあるのかどうか。そここのところを再度確認させていただきます。祭日というのは、絶対もう、例えば大平中学校は祭日は全て使えないというふうになっているとか、そういうことになっているのかどうか、こここのところ、再度確認させていただきます。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（松尾秀一） 先ほども申し上げましたように、学校体育施設開放事業につきましては、あくまでも学校教育に支障のない範囲において地域住民のスポーツ活動に供するというのが趣旨でございますので、その部分につきましては、学校ごとの判断、その実情、行事等を勘案したうえで、それぞれの学校によっては開放している場合もありますし、そうでない場合もあるということでございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） その学校ごとということですが、それこそ今市民体育館が使えないという状況で、本当に非常事態です。例えば祭日に警備の関係だとかそういうので、学校行事とは別の理由で、人がいないから使えないとかというふうな部分とか、例えば田名部中学校は学校開放はされていないのですが、ちょっと入り口と体育館が遠いからどうのこうのというふうな部分があるかと思いますが、そういうふうな行事とは関係のない理由で使えないという部分はなるべく市のほうで十二分に配慮をして使えるというふうな分別をしてもらえればなど。例えば奥内小学校の部分については、遠いだけでも、鍵を前日にとりに行って、また当日使って、また終われば次の日に鍵を返しに行かなくてはいけないという、結

局1回借りるのに3回往復しなくてはいけないというふうな部分も聞いたりもしておりますから、そういった部分、学校の行事とは違う理由での使いづらい部分を十二分考慮して、それこそ希望者、団体の利用が可能になるようぜひ努力してもらいたいというふうに思います。

次の質問に移ります。消防団の装備充実のほうであります。現状を聞くと、かなりそれぞれ統一されていないというか、装備が多いところもあれば少ないところもあるし、装備がない消防団もあるし、そろっている消防団もあるというふうなことで、ちょっとアンバランスを私は答弁を聞いて感じたのでありますが、それこそ市長職務代理者の答弁だと、団員から特に要望というのがないので、また当分の間は現状で可能だというふうな法律だということでもありますけれども、やっぱりこういうアンバランスが現状でわかっているわけですから、ぜひ各むつ、川内、大畑、脇野沢、少なくとも統一した装備、必ずこれは最低限置いておこうというふうな部分をきちんと精査して準備、装備充実に努めてほしいと思うのですが、そここのところの考え方をちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） お答えいたします。

ただいま横垣議員、消防団員のほうから要望がなかったとおっしゃいましたけれども、先ほどの副市長の答弁では、服制に関する部分、活動服とかそういう部分については特別な要望等が出ていないというようなことで、現行のままでしばらく使っていくというようなことでございます。

そして、確かに資機材の装備の部分ではアンバランスであるというようなことは、私たちも十分承知しております。確かに現状では計画的には装備のほうを整備してきてはいるのですが、なかなかその必要な数には達しないというよ

うな現状でございます。また、合併前のそれぞれの町村においての整備状況というものもございまして、例えば防火衣でございますと、川内地区、大畑地区のほうが140着とか113着というような数で、むつ地区の場合は63着というようなことでございますが、これは当時の整備が進んでいるかいないかというようなことではなくて、むつ地区の63着というのは、当時は今の2月の改正前におきましては、防火衣が必要だというような部分は各分団の分団長と副団長と部長、計3着というようなことございまして、21分団63着というような数字でございます。改正後におきましては、ポンプを操作する消防団員及び部長以上の階級にある消防団員の数の分必要だというようなことございますので、そういう部分につきましては、今後計画的に整備していかなければならないものと考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 次の教育に移りたいと思いません。

教科書の選定についてであります。1番目、1段階、2段階、3段階、3段階が地元で決めると、教科書採択協議会のほうで決めるということですが、市民の意見ですと、教科書採択協議会には現場の教師が入っていないのではないかと、各市町村の教育長と学識経験者とPTAというふうな形で、そういう意味ではちょっと不十分なのではないかなというふうな意見があるのですが、これについてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） ただいまの質問につきましては、先ほど壇上で答弁したように、全ての先生方から意見を各学校ごとに取りまとめでいただいて、それを採択協議会の中で参考にして選定をす

るというようなことをしていますので、先生方の意見は入っているし、そして学識経験者の中には校長先生も入っておりますので、学校現場の意見は十分に反映されているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） そういう意味では、全教員による教科書用図書報告書というのがかなり大きい比率を占めているかなと思うのですが、そのところを、本当に十分その報告書を検討してもらいたいなど。結局ないがしろにするようなところも何かあった、最近の情勢ですと、何かそういうところがあつたので、ぜひないがしろにするようなことなく十分取り入れてほしいなどというふうに思っています。

それと、専門教科調査員というのの報告書も、調査報告書というのを十分取り入れるということですが、これ専門教科調査員というのは、現職の先生がなっているのでしょうか、また何人ということで、またその調査報告書には、例えばこの東京書籍が1番、何とかが2番とかという形で、順番をつけた形の報告書になっているのかどうか、そのところもちよっとお聞きしたいなと思います。

○議長（山本留義） 学校教育課長。

○教育委員会事務局副理事学校教育課長（室館幸一） 専門教科調査員についてお答えいたします。

専門教科調査員は、学校現場の小学校の教員もしくは教頭の方々が専門教科研究員として委託されております。人数につきましては、各教科4名ないし3名の先生方を委託しておりまして、その方々が大体2泊3日缶詰になりまして、各会社の教科書について調査研究をして、報告書にまとめて提出するということになっておりますけれども。以上でよろしいでしょうか。

（「順番」の声あり）

○教育委員会事務局副理事学校教育課長（室舘幸一）

順番ですか。具体的な順番というのについては、1、2、3という順番は特につけないことにはなっておりますけれども、ただこの教科書については調査研究した際に、地域の実態、子供たちの実情に応じて、これは現場の先生方にとっては使いやすい教科書でないかという意見については述べるようになっております。

以上です。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） という形で教科書が選定されると、本当に現場の教師の声が反映されて、民主的に採択されているというふうな地域であると、教育行政であるというふうに私は判断いたしますが、最近沖縄のほうの竹富町のほうで、それこそ教科書採択協議会で、結局調査員が、この部分は順番をつけて何か報告書を出しているみたいだけれども、それをほとんど順位づけをやめさせて、また調査員が推薦した教科書でなくても採択できるというふうな形に手順を変えて、それであるこの地域では3つの教育委員会があるのですが、そこで竹富町の教育委員会だけが異議を唱えて、東京書籍でしたか、それを選んだということでマスコミが報道しておりましたが、ということがありましたけれども、この下北の教科書採択協議会では、このようなことはまずあり得ないというふうなことを、ちょっと最後確認させていただきたいのであります。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） 先ほど壇上でもお話しいたしましたけれども、結局子供たちにとってどんな教科書がいいのかといったようなこと、それを現場の先生方に調査してもらうわけですから、そこは最大限に尊重するということだと思います。

そして、教科書問題でもめているところが、詳

しくはわかりませんが、やはりちょっと法律の不備といいますか、採択協議会で選ぶわけですけれども、しかしながら実際は教育委員会で最終的に決めるということになっております。これがちょっと法律的に矛盾していて、ああいうようなことが起こったのかなと。今度は、採択協議会で決まったのを採択しなければならないというふうなことで法律が変わったようですので、あのような問題は起こらないのかなというふうなことを思っています。

以上でございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 今教育長のほうでは、法的な不備があらわれたというふうな形での答弁でありましたけれども、やはり竹富町のほうでは教科書採択協議会のほうでの手順が大変問題があるということで自分たちの独自の東京書籍というところを選んだと。いわゆる育鵬社版のほうを採択協議会、いわゆる戦争を美化するというふうな記述のある教科書を採択しなかったということであります。その手順が、教科書採択協議会のほうの手続がやはり問題であったというのがマスコミの報道であったかと思いますが、法的な不備もありますが、そういう手続を民主的に教科書採択協議会のほうでは進めなかったというところがやっぱり大きい問題かなと思いますので、その点で教育長にお聞きしたいのは、この下北の採択協議会では、そういう民主的、問題となるような手続の不備というのは今後あり得ないということだけちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） むつ下北の教科書の採択協議会におきましては、これまでもそういった手続上の不備といったようなこと、それから決めるためにトラブルが起こったといったようなことはございませんでしたので、これからもそのようなこ

とのないように、十分に努力して採択をしていき
たいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 小中一貫校については、それ
こそ壇上で言ったように、教員、そして児童に十
分配慮しながら、それこそ学力向上というのに、
ペーパーテスト、これに偏ることなく本当に進め
て行ってほしいなというふうに思います。

あと何分ぐらいでしたか、議長。

○議長（山本留義） 3分まで。

○2番（横垣成年） あと5分ですね。

それで、小中一貫校はそういう形で、教師と児
童に十分配慮しながら、それこそハード面でもソ
フト面でもギャップが数十年続くという形になり
ますので、そここのところを十分考慮しながら、例
えば小中併設校が、かなり逆にいい結果を残して、
例えば分離型のほうがいろいろ問題が生じてきた
というふうなことになるように、本当にそうい
うハード面でもソフト面でもギャップを十分、出
てきたらすぐ対処するような形での小中一貫校を
進めてもらいたいなというふうに思います。

最後、「あおり県の電気」についてであります
が、平成26年版は東日本大震災を受けて、それ
なりの記述が追加されているということでありま
す。私も平成26年版は読ませてもらったのであり
ますが、確かに風力だとか太陽光、水力、原子力、
それぞれ利点と欠点というのを書いているのはい
いのですが、例えば先生は小学生に、「では先生、
どうしたら一番いいんですか」とかと、それぞれ
発電形態で欠点と利点があって、ではどうしたら
いいのですかと、こういう総論を言われたときに
先生は、この教本でどういうふうに教えることが
できるのかなというのを私大まかに思ったもので
すから、それこそベストミックスがいいとかとい
うふうな答弁になれば、結局原発が必要だとい

ふうな教え方になるものですから、そういったと
ころはどういうふうに先生のほうは、逆に生徒を
教えるのにどういうふうな教育をされているのか
なというのをちょっとお聞きしたいなと思いま
す。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） どうしたらいいのですかと
いうのは、何を選択すればいいのかというふうな
ことの質問かと思いますが、学校ではこれを選択
しましょうとか、これが一番いいですよというふ
うな教え方ではなくて、この発電にはこういう特
徴があります、この発電にはこういう欠点があり
ます、それら全て欠点も、そして利点も学問とし
て中立的に教え、そして判断をするのは、子供た
ちがそれなりの考えができるようになってから判
断するようにというふうな思いで教えているとい
うことでございますので、ご理解いただければと
思います。

以上です。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） そういう形の教え方に徹する
しかないかなというふうには思うのでありますが、
ただ小学生4年、5年、6年生で使う教本で、
その小学生に、あとは自分で考えなさいというの
もなかなか厳しい教え方だなというふうなことを
思いまして、例えば私なんか小学校のときは、そ
ういうのを先生に結構質問して、「じゃあ先生は
どう考えるんですか」とかと、結構そういう質問
を私はしていたような感じがいたします、客観的
なことを教えるのはいいのだけれども。だから、
やっぱりそういうところの部分も大変先生の悩む
ところでもありますので、やっぱりこういう教本
を使う場合には本当に注意が必要だなと。そうい
う意味では、余り積極的に利用しないほうがいい
教本ではないかなというふうなことを指摘いたし
まして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（山本留義） これで、横垣成年議員の質問を終わります。

ここで、午前11時15分まで暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 0 3 分 休憩

午前 1 1 時 1 5 分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎村中徹也議員

○議長（山本留義） 次は、村中徹也議員の登壇を求めます。17番村中徹也議員。

（17番 村中徹也議員登壇）

○17番（村中徹也） おはようございます。私村中徹也の爽やかな一般質問で、約1時間お楽しみをいただきたいと存じます。

今回の質問であります、5月8日、市長部局と教育委員会に届け出を済ませておりました。しかしながら、こういう事態になりましたので、市長への質問は割愛させていただきます。

ちなみに、市長に届け出をした質問の要旨をご紹介します。タイトルは、むつ市の政治は日本一に向けて無投票選挙、無投票による当選を回避する施策についてという質問であります。これは、私の主義主張の一つであります日本全国から無投票当選、無投票選挙をなくすると、こういった信念のもとから質問をする予定でありました。そして、その詳細として、①、無投票選挙は市民にとって好ましいことですか、②、希望する市民が全員立候補できる環境を整備しませんか、③、むつ市の全政治家に退職金制度、健康保険証制度及び年金制度を独自に創設しませんか、④、むつ市内の公務員の立候補において規制緩和をしませんか、⑤、市議選において5人の女性枠を設けま

せんかとの質問であります、今ここに宮下市長は居合わせません。これは、後に新しい市長に質問したいと思えます。

そこで、この質問をする予定であった時間をいただいて、私と宮下順一郎さんとの思い出を市議選、初同期、そして長い間会派をともした人間として思い出を述べてみたいと思えます。

私と宮下さんは、1995年、平成7年10月に初めてお会いいたしました。それまでは、宮下氏のことは存在も知り得ませんし、会話もしたことがございません。私が36歳、宮下さんが43歳、今から19年前であります。

むつ市議選において初当選した2人は、初めての公務、正津川バイパス開通記念で一緒になりました。祝賀会でもホテルで一緒になりました。同じテーブルでしたが、会話をすることはありませんでした。いささか人を寄せつけないオーラを感じておりました。

しばらくして、初めての臨時議会を控え、会派の届け出が迫っておりました。私も割と信念があるといいますか、人から見れば少し変わっておりますので、今だから言いますが、山とか海とかという何か魂胆のありそうな会派に押し込まれるのを嫌っておりましたので、無会派でいこうと決めておりました。そこへ、今は亡き故木村亀治先生から電話があり、「おまえよりも変わった人間が会派を組めないでいるから、会ってみたらどうだ」との電話をいただいて、これも初当選の富岡幸夫氏にエスコートされ、宮下さんの自宅へ伺ったのが始まりであります。

余談ですが、私と宮下さんの同期は7名であります。議場にも4名おります。平成7年初当選7人は、私も含めて非常に優秀であるという高い評価を当時いただいたことを記憶しております。そして私は、会派結成に当たっては、流れにさおを差すことはありませんでした。流れにさおを差し

てまで、自らの信念を曲げて会派を結成することはありませんでした。

閑話休題しましょう。そして、意気投合した私と宮下さんは会派を結成し、以後12年間、行動をともにいたしました。その間いろいろなことがありました。学習塾の先生ということで、常に勉強、勉強、勉強でありました。私や会派の人間を自分の学習塾に連れて行き、生徒の机に私を座らせて、予算書、決算書の見方、経常収支比率とは、公債費比率とは、いわゆる行政学を自ら講師もしくは違う講師を連れてきて勉強させていただきました。いや、勉強させられました。あるときは自宅で、あるときは旅先で、あるときは市役所で、勉強、勉強であったことを記憶いたしております。

よく会派でも視察に行きました。旭川から岩見沢に出たのはいいのですが、汽車がなくなって、山を越え、野を越え、路線バスで2時間揺られて夕張に出るというアクシデントに見舞われました。小学校低学年でしよう、2年生、3年生、バスに大勢乗ってきた。何とそのバスの中で宮下さんは、その子供たちに授業をし始めたのです。

東京では、その人脈の紹介で、初めて行ったとあるお店。壁にかかった絵画、扇子、骨董品等々の作者や年代をいとも簡単に知っているではありませんか。その博学ぶりは、お店のおかみをも、国会議員以上と言わせたものであります。

山形県酒田市では、私を海向寺の即身仏の拝礼に連れていったり、運河、豪商、こういった歴史も何の資料も見ないで私に教えてくれました。

議会運営委員長時代は、最も近い身内にご不幸がありながらも、全国市議会議長会法制局へ議会運営とは何かを勉強に行って、とんぼ返りしたこともございました。

亡くなりましたので、地名とか、いささか議場に似合わない言葉が出るかもわかりませんが、ご容赦をいただきたい。

そして、議員陳情や行政視察では、決断の後は必ずと言っていいほど2人で銀座へ出かけました。深夜まで語り明かし、将来のことを話し合ったあのころが懐かしいです。

そういえば、知る人ぞ知る、東京タワー事件というのもございました。私の一生を左右するような出来事があった、「一人で心細いから、宮下先輩、ここの渋谷駅で待っていてくれ」、「おお、待ってる、頑張ってこい」と。30分の話し合いを終えて帰ってきたら、渋谷駅どころか東京タワーで遊んでいるのではないですか。こういう笑い話もありました。

とかく宮下さんは、議会のことや勉強以外のことになると、「こんな話をするために会派を組んだわけではない」と私に言っておりました。なぜかプライベートなお話を好まない宮下さんですが、しかし場所を問わず、お酒はつきものでした。飲んでは語り、夢を語っては飲む。カラオケもやりました。かぐや姫、アリス、拓郎、フォーク、ニューミュージックから演歌まで。そして、ほろ酔いになると、いつか2人で明治維新にも似た行動を起こそうと、宮下氏の60過ぎまでの選挙だけの人生設計を描いたこともございました。

さて、宮下さんは、よく人に、泥臭いところがないと言われます。また、泥をかぶらないと言われますが、私は彼を2度ほどそういった裏舞台に引っ張り込んだことがあります。1度目は、2期目の当選をしたとき、突然降って湧いた議長選挙であります。宮下さんは、政治取引はしない、不用意に頭を下げない、会合、いわゆる裏舞台には行かないというスタンスでありましたので、応援する私も大変だったのです。議長選の直前まで、会合場所と宮下さんの自宅を何度も往復したのを覚えております。結果1票差で負けましたが、あ のときに、今は亡き宮下春雄さんからの叱責が懐かしく思います。

そして2度目。これは、3期目の当選を果たしたとき、宮下さんは私を呼びつけ、「自分が議長をやるから段取りしてくれ」、このようにおっしゃいました。私も、ああ、泥臭いところがあるんだなと思って安心をしたことを覚えております。宮下さんを議長にするため、私は8年間会派を組んだ宮下さんのもとを離れ、違う人と会派を組むことになったわけでありませぬ。

宮下さんの議長時代、議員時代の功績もすばらしいものがございます。市町村合併協議会の議会の代表、60人を超える大所帯の議会、全国市議会議長会基地協議会東北部会の会長などなど、議会のリーダーとして、また議会運営の委員会付託制度、朝の事務連絡、行政報告、一問一答、これは宮下さんの発案であります。その功績は、今も脈々とこの議場で生かされているのであります。

本当に勉強させてもらいました。酒もたばこもカラオケも、おしゃれも話術も、銀座も所作も、能力も政治も、彼は全てにおいてさりげなく超一流でありました。宮下さんが難しい言葉や英語を使って私に話をするのです。私は、負けたらだめだと思って自宅に帰って勉強し、それ以上の難しい言葉で彼に話しかけ、私の自分自身の向上を、これをする事ができました。

宮下さん、あなたの死は、私にとって巨星墜つであります。よくても悪くても、目標と目的を失いました。巨星を失った今、私は何をすればいいのでしょうか。時の過ぎ行くままに、雲の流れ行くままに、ただぬるま湯な月日を過ごせばいいのでしょうか。

あなたと知り合えて、わずか19年。12年間は何行動をとともにさせていただきましたが、ここ7年、杯を酌み交わすことはありませんでした。最後に交わした言葉も、1年前です。昨年。あなたが笑いながら、「大分長い間2人で飲んでいないな」、私は、「そうですね。世間では、あなたと私は仲

が悪いことになっているから、仲よしになってから飲もう」と笑って答えたら、宮下さんは、「おかしいな、私とあなたは仲が悪いのか」、クエスチョンがついたまま、この1年前の一言二言が最後の会話であります。

月日にまさる良薬なし。月日にまさる良薬なしと言われますが、月日を過ごす人が存在しないのであれば、月日は薬にも毒にもなりません。せめてあなたが生きて、薬か毒になっていてほしかった。安らかなるご冥福をお祈り申し上げます。

さて、質問に移ります。質問なのでありますが、このタイトルを見た市民の多くの方々から、楽しみにしているというお話をいただきました。しかし、まず最初に申し上げますが、おもしろおかしくこのタイトルを取り上げたわけではありませぬ。純粹に倫理についてお二方の行動を教材として利用させていただきただけのことです。ですので、質問の中でお二方の名前は一度も出てまいりませぬ。ご理解をいただきたいと存じます。

私は、最近レポートの締め切りに追われる忙しい日々を過ごしております。最近書いたレポート、経済学では、イギリスはなぜユーロに加盟しなかったのかを考察し、ギリシャ、キプロスの事例から、財政赤字世界一の日本は、なぜ破綻しないのかを結論づけるものであります。政治部門では、民主主義の自主規制について、政治学は何を考えたか、次を次の3つの事例から考察しなさいというものであります。

1つ目の事例は、07年、東京都内のホテルが日教組、日本教職員組合の全国集会参加者の宿泊を拒否した問題。2つ目は、08年でありますが、文化庁所管の助成金、すなわち国費で反日的内容の映画を作成した「靖国YASUKUNI」という映画の問題。3つ目は、10年、和歌山県太地町のイルカ漁を隠し撮りし、第82回アカデミー賞ドキュメンタリー賞を受賞した映画「ザ・コーヴ」。

これは、イルカ漁の隠し撮りに端を発し、事実の公表は制限対象か否かが問われた問題です。この3つの社会問題に対してシュンペーター、ダール、マクファーソンらの政治理論が現代政治学に与えた影響と、政治学が何を考えてきたかを考察するものであります。

このレポートの作成の最大のキーワードは、政治権力の抑制と暴走です。同類のマテリアルが04年、イラクで起きた日本人質事件であります。覚えておいででしょうか。退避勧告を無視し、イラクに入国した3人が拘束されました。犯人と予想されるファルージャが日本政府に自衛隊撤退を要求した事件であります。この事件は、自作自演の疑いが今でもあります。そして、自己責任という激しいバッシングを受けた事件であります。この事件を民主主義の規制の視座からすると、避難勧告も渡航禁止も政治権力として無力であったことが証明されました。

この4つの事例から、政治権力は自主か強制かをディスカッションするとき、非常に危険な政治体制へ行くことがわかんと思います。いずれにいたしましても、このようなアーカイブス、インフラストラクチャーをひもといても、なかなか思うようなレポートは完成しません。いっそのこと、教授や政治学者がつくったレポートをネットで検索し、コピーしたくなる気持ちもわからなくもありません。

ここに論文の書き方、レポート、論文の書き方という本がございます。実はこの本は、手引書は、論文を書く、大学に入学した時点でまずは強制的に買わされて勉強します。大学では、レポート、リサーチペーパー、タームペーパー、シークス、ディサテーションという論文が常に求められます。また、一部の企業では、論文作成の経験、レポート作成の経験がない新入社員には、テクニカルレポート、ビジネスレポートの作成のたびにこ

れを強制することもあります。しかし、私が表題で示すとおり、最もごく普通の認識として、誰もが思っていたはずのモラルが低レベルで露呈いたしております。そのモラルとは、他人の作品を無断で盗んではいけないということです。一般常識で皆さんご存じだと思いますが、他人の文章を盗んだ場合は注釈をつけ、後からどこから出典したかを記載しなければなりません。

余談ですが、会話でも一緒です。雑談や世間話はいざ知らず、講演、講義、演説会、ディスカッション等々で、あれはこうだ、これはこうだと自慢する方がおります。もしそれが誰かからの受け売り、マスメディア、テレビからの受け売りであるとするならば、その出典を明示しなければいけません。特に発言をしてギャラを得る方は、当たり前のことなのです。

さて、この他人の作品を無断で盗用するいわゆるコピペ、コピー・アンド・ペースト、これは著作権や出版権の保護が目的ですが、実はこの手引書には、人の文章を盗んではいけないとは書いていないのです。なぜ書いていないか。当たり前のことだから書いていないのです。つくる人は、それは最低限知っているだろうと、こういうことで、そういうことは書いておりません。

さて、私の質問の前者の事案、これは全体の構成は指示したが、作成には一切関与していなかった。にもかかわらず、自分が作成したとの偽装発表した。しかしながら、業界では、十数年に1度の大ヒットとなり、反戦反核のテーマ、東日本大震災の鎮魂歌として多くの人の心の支えになりました。また、ハンディキャップを克服し、神がかり的能力を発揮したとの話題性もブームに拍車をかけました。

一方、表題の後者のほうであります。論文の中身の一部が捏造され、また過去に発表した論文からの引用、いわゆる二重投稿の疑いの指摘であ

ります。成果物はいまだに明確に示されておりませんが、つい二、三日、論文撤回をいたしましたことは、自らの行為を自ら否定する結果となっております。しかし、これも発表当初、難病を抱える患者、家族、出産を希望する人たち等々に希望と夢を与えました。また、その業界の今までの風習、風情にはふつり合いな容姿、身なり、振る舞い、環境等々も注目度アップに拍車をかけたのではないのでしょうか。

論文の書き方を手段、論文の内容を結果とすると、お二方とも結果は素晴らしいものであります。しかし、それをつくり上げたプロセス、手段が不正行為であれば、結果がどうであれ、失格とされるのが世間のおきてであります。

私は、この2つに共通したハイパー事実、いわゆる仮説を立て、国民的悲観と戦略を考察いたしました。結果、本業と違うところで国民やマスメディアの強い関心と興味を引いたことが成果物を称賛されたようで、実はその他の附属要因が想像以上に脚光を浴びるといふ皮肉がもたらした虚像をマスメディアや国民、我々がバーチャルと認識できなかったことが不幸を倍増させることになったとの結論を導きました。

また、戦略としては、両者とも社会心理学の対人コミュニケーション論の中の非言語コミュニケーションを巧みにこのスキルを駆使したことが私の研究で判明いたしました。このように、そのバーチャルが本人の意思によるものだとわかった以上、非難は擁護されるものではありません。

それにしても、異常と思える行き過ぎた脚光を浴びたせいで、その反動も少なくありません。持ち上げては落とす、手のひらを返す、はしごを外す、出るくいは打たれるなどなどは、まるで行動心理学の教科書を見ているようでありました。

このように2つの事例は、事の発端、経緯に共通点が少なくありません。いかがでしょう、教育

長、このようなことは私たち児童・生徒の心の奥底にあり、いつ当事者になってもおかしくないと思うのであります。このようなことから、倫理学の基本中の基本である正しい行為、またジャスティス、正義の価値観、このようなものをこの事例から私たちは学ぶことが、いや、レッスンすることができるのではないのでしょうか。

また、マスメディアによるマスコミュニケーション論、こういった一連の流れを見たところ、もし私たちにこのように多くの人や世間から過度の注目を浴びるとした場合、しっかりと地面に足をつき、何が現実として自分の周りで起こっているのか、今起こっていることはバーチャルなのか、真実なのか、冷静に正確に判断しなければならない、そういう能力を身につける必要はあるのではないのでしょうか。本事例からのレッスンすべきことを教育行政トップ、遠島進氏のフィロソフィーをご教示願うものであります。

以上、壇上からの質問といたします。ありがとうございます。

○議長（山本留義） 市長職務代理者副市長。

（新谷加水市長職務代理者副市長登壇）

○市長職務代理者副市長（新谷加水） 倫理教育についてのご質問につきましては、教育委員会から答弁がございます。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 村中議員の倫理教育についてのご質問にお答えします。

まず、ご質問の1点目、倫理学という視点から何を教訓とすべきかについてお答えします。倫理とは、人として守り、行うべき道と理解しておりますが、世の中には政治倫理、企業倫理、医療倫理、公務員倫理などなど、それぞれの使命や責任を果たしていくために、職業人として守り、行うべき普遍的な規律やモラルが存在します。このよ

うな倫理観の基本とは何かと問われれば、議員ご指摘のとおり、正しい行いをなすということであり、正義の価値観に基づくとということであろうと考えております。しかしながら、時として人間の持つ弱さ、卑しさからなのでしょうか。正義を見失い、倫理に背く行いをする者があらわれることもあります。

学校教育においては、まず第1に児童・生徒の指導に当たる教師自らのこのような倫理観が問われております。教師一人一人の言動が、児童・生徒のみならず多くの市民から注目を集めていることを自覚し、信頼される教師として、さらには信頼される学校づくりに向けて、日々襟を正して職務に励むことは、まさに基本中の基本であろうと考えております。

学校教育とは、児童・生徒、そして保護者や地域の方々からの信頼のうえに成り立つものであります。教育は人なりとも言われておりますが、教育委員会といたしましては、生きる力と夢を育むむつ市の学校教育推進のため、まずは教育公務員としての服務規律の徹底を図り、揺るぎのない当市の教職員倫理の確保に努めてまいります。

また、児童・生徒への倫理観教育においては、うそ偽り、いじめなど、いかに世の中の価値観が多様化しようとも、人間として、してはいけないことは決してしないという集団秩序の中の道徳観が重要であると考えております。しかしながら、このような指導が一方的で、うわべだけの建前論に陥り、児童・生徒の心に響かないものになっていないか、指導に当たる教師は、絶えず自問自答して見る必要があります。

教育委員会といたしましては、道徳教育のより一層の充実を図るため、各学校における毎週1時間の道徳の時間をかなめとしつつ、学校の教育活動全体を通じて児童・生徒の内面に根差した道徳性の育成に取り組んでまいります。

自分自身の弱さや醜さとじっくり向き合い、その克服に向けて自己との対話を深めていけるような道徳の指導を通して、児童・生徒一人一人がうそ偽りなく誠実に生きていくことの心地よさを感じ取り、そのことが人間としての誇りにつながっていくことに自らが気づいていけるよう努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、マス・メディア、マス・コミュニケーション論という視点から何を教訓とすべきかについてお答えします。議員ご指摘のとおり、マス・メディアの発達した現代社会においては、マス・コミュニケーションの対象として渦中の人となる、ならないにかかわらず、情報に関する問題に対して正しく判断し、適切に対処していくことが求められております。児童・生徒は、将来にわたり日々進化し続ける情報社会の中で生きていかなければならず、このような観点からも、義務教育の時期における情報モラル教育は重要かつ急務であり、情報活用能力の学習とあわせ、充実させていかなければならないものと考えております。

このような情報モラルの指導に当たって、心を磨くということでは、情報社会において自らを律し、適切に行動できる正しい判断力、相手を思いやる心や公共心などの育成に努める必要があります。また、知恵を磨くということでは、情報社会で安全に生活するための危険回避の理解やセキュリティの知識、技能を確実に身につけていく必要があります。

教育委員会といたしましては、児童・生徒一人一人が情報社会の中でしっかりと地面に足をつき、冷静に、そして正確に物事を判断しつつ、自らの夢や目標に向かって生きていけるよう、情報社会の倫理、法の理解と遵守、安全への知恵、情報セキュリティ、公共的なネットワーク社会の構築といった情報モラル教育の指導内容について

て、学年の発達段階に応じて確実に身につけていくことができるよう努めてまいりますので、ご理解とご支援を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 17番。

○17番（村中徹也） 道徳観、倫理観というものなのですが、私は家庭の果たす役割というのは非常に大きいと思っているのです。しかし、考えてみれば、寝る時間を省いた場合に、家庭にいる時間よりも学校にいる時間のほうが長いのです。ですから、学校が果たす倫理教育、道徳教育についてと家庭が果たす役割を教育長はどのように考えているか、お尋ねしたいと思います。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） 道徳観、倫理観について、その家庭の果たす役割、学校の果たす役割についてどう考えているかというような質問と思いますが、まず子供たちの道徳性は、家庭や地域社会を含めた全ての環境の影響によって育まれるものであるというふうに考えております。とりわけ基本的な生活習慣の確立や規範意識などの基本的な倫理観の育成、道徳的実践の指導の面では、家庭や地域社会の果たす役割は大変大きいというふうに考えております。特に家庭は、人格の基礎を形成する場として重要であり、子供は乳幼児期からの具体的な体験を通して、保護者に愛着を持つとともに、基本的信頼感を育み、それに基づいて心が発達すると言われております。家庭で身につける基本的な生活習慣や価値観は、その後の学校生活や社会への適応などにも大きな影響を与えることとなります。道徳教育という面で家庭にお願いしたいことの一番は、しつけです。家庭における道徳教育の基本はしつけにあります。しつけの基盤には、当然のことながら、保護者の愛情が不可欠です。我が子をかけがえのない人格として尊重し、温かな愛情で包み込むとともに、保護者自身が信念を持ち、毅然とした態度で善悪や正邪の区別な

どを正し、生命を大切に作る心、他人を思いやる心や社会性、倫理観や正義感などが身につけられるよう、優しさと厳しさを持ってしつけに当たっていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 17番。

○17番（村中徹也） 教育長のおっしゃるとおりで、昔は親の背中を見て育つとか、お母さんもそうでしょうが、兄弟がいっぱいいて、兄弟のけんかの中で何が悪いのか、何がいいのかを自然に覚えていくものなのです。まさしくそれを長く文章にすれば、今あなたがおっしゃったことだろうと、ということだろうと思います。

今教育長の発言の中に、保護者の愛情とありましたが、どうなのでしょう、これは倫理観、道徳観、保護者の愛情もしくは所得格差にこの道徳観、倫理観というのは影響されるとあなたは思っておりますか。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） 道徳観、それから倫理観が所得格差と教育格差に影響を受けるかと……

（「それぞれの家庭の所得があつて、倫理観に影響を与えますか」の声あり）

○教育長（遠島 進） 影響を与えるかということでもありますね。

まず、教育基本法にもありますように、道徳観や倫理観というのは教育によって育まれると、将来の国家及び社会の形成者にとって必要な資質として、児童・生徒一人一人に確実に身につけさせていかなければならないものだというのがまず前提にあります。このような教育の営みは、教育の機会均等として我が国の憲法によって保障されております。したがって、学校教育における道徳観、倫理観における教育の実施に当たっては、所得格差や教育格差によって影響を受けるという

ことはあってはならないものであるというふうに考えます。もし学校教育の中で影響を受けるような事態が発生した場合は、教育行政として早急にその改善に努めなければならないというふうに考えています。

日本国憲法では、全て国民はひとしくその能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位または門地によって教育上差別されない。また、国及び地方公共団体は能力があるにもかかわらず、経済的理由によって就学困難な者に対し、就学の方法を講じなければならないと規定されています。このことについて、常に肝に銘じて教育委員会としての責務を果たしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 17番。

○17番（村中徹也） 私たちが人間社会で生きていくうえで、コミュニケーションは必ずつきまといまいます。そのコミュニケーションがどの部分で判断されるかということ、例えばコミュニケーションを10としましょう。ところが、10とした場合に、私と教育長がコミュニケーションをとるときに、これは4段階か5段階のいわゆる倫理、道徳観を踏まえているだろうということで、この5ランクから話をするので。これが人によって、道徳観、倫理観の相違から、2の人もいれば、5の人もある。

ここで、なぜ我々が話をしている、人づき合いしてウマが合うとか話が合うとか、ああ、この人とは友達になれる、この感覚はここで出るので。要するに、知っておいて当たり前の倫理観、道徳観が同じであれば、同じ人間として話が弾むのです。今教育長は、うそ偽り、これを道徳で教えるのだと、人間はしてはいけないこととおっしゃいました。しかしながら、口で教える、紙に書いて

教える、日本国はそういうことはしておりません。いい例が六法であります。教育長、大変失礼ですけども、六法をご存じでしたら、ちょっと六法を言っていただければありがたいです。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） 六法は、憲法、刑法、商法、民法、民事訴訟法と刑事訴訟法だというふうに思います。

○議長（山本留義） 17番。

○17番（村中徹也） 大変失礼なことをお聞きしました。そうなのです。この六法なのですが、ここに教育長が言ったとおり、私が壇上でレポートの参考書で言ったとおり、人を殺してはいけません、人を傷つけてはいけませんと書いていないのです。手続論が書いてあるのです。刑法199条、人を殺せば5年以上15年未満とか、これしか書いていないのです。なぜ書いていないか。まさしく言わなくてもわかっているだろうということなのです。この言わなくてもわかっているのをどこで教えるのかということの質問なのです、私は。教育長ですから、学校の果たす役割、私の家庭で果たす役割、社会。今回の事例を出しました。あの人たちは、間違ったことをしました。これは、あした私たち、児童・生徒に起こり得ることなのです。

そこで、もう一度お尋ねします。教育長の道徳教育、倫理教育、学校ではどうあるべきか。あなた自身の哲学はどう思っているのか、これをお尋ねしたいと思います。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） 私自身の道徳教育観を言えるということでございますので、今すぐに出てきませんので、少し違う観点からまず話を進めていきたいと思えます。

まず、道徳教育は、昭和33年の学習指導要領改訂によって、学校教育全体を通じて行うという従来の方式に加えて、さらにその徹底を期すために、

新たに道徳の時間を設けて、どの学年においても、毎週継続してまとまった時間を行うよう、小・中学校の教育課程に位置づけられました。その後学習指導要領の改訂が行われるたびに道徳教育の充実が叫ばれ、道徳の時間の趣旨の徹底が図られてまいりました。また、平成18年に改正されました教育基本法では、教育の目標として新たに豊かな情操と道徳心を培うということが規定されるなど、道徳教育がさらに充実されることになり、このことを踏まえて改訂された平成20年の学習指導要領では、道徳教育の推進を主に担当する道徳教育推進教師が設けられ、確実に道徳教育が効果を上げていくことができるように指導体制の充実が図られてまいりました。

このような過程を経て、道徳は義務教育において学ぶべき基礎基本の一つとして各教科における知識や技能とともに、将来の国家及び社会の形成者としてなる全ての子供に身につけさせることが必須となっています。いかにすぐれた科学技術であろうとも、それを使う人によっては、よいことにも悪いことにも利用されます。だからこそ、知識や技術を学ぶことと同時に、人間としてどう生きるかについてしっかりと倫理観や道徳心を培うことが大切にされなければなりません。

当市においては、このような道徳教育の重要性を教員一人一人にしっかりと認識していただき、週1時間の道徳の時間をかなめとした学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実に向けて努めております。その結果、小中一貫教育にかかわる意識調査においては、道徳の授業を通して、命の大切さや決まりを守ることは大切であると考えようになったと92.9%の児童・生徒が肯定的な回答を寄せております。しかしながら、文部科学省の有識者会議におきましては、全国的な規模で実情を捉えようと、今なお多くの課題が存在していると、道徳の教科化が提言されております。

変化の激しい不安定な社会においては、心の安定が何より大切にされなければなりません。子供たちが安心して生活を送れるのも、また喜びや悲しみを共有し励まし合って生きていけるのも、そこに共通した倫理観や道徳心が存在するからです。道徳の教科化が提言された背景には、このような変化の激しい、また価値観の多様化した社会の中でも、心の安定を図るためには道徳的価値の共有化が必要という考え方があるように思われます。

教育委員会といたしましては、当市の学校教育が単なる知識の習得に偏ることなく、充実した道徳教育を通して子供たち一人一人に生命を大切に育む心や他人を思いやる心など、豊かな人間性を育むものとなるよう努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

先ほど冒頭申し上げました私の倫理観ということでございますが、この中にありますように、子供たちが変化の激しい不安定なこの社会の中で安定した生活を送るためには、共通した、みんなが守らなければならない道徳観、これを共有することで励まし合って子供たちが生きていけるものというふうに思っておりますので、文部科学省が進める道徳の教科化に敏感に対応して、道徳教育をこれまでより充実をさせていきたいというふうに思っております。

○議長（山本留義） 17番。

○17番（村中徹也） それでは、1つ、2つ、ちょっと例題を出して、教育長のどういうお気持ちか、お尋ねをしたいと思います。

私は、生の教育長の声を知りたくて質問したのです。私は、以前市長に質問したときも、石橋をたたいても渡らない市長だと、こういうふうに言ったことがあります。これは、最大の褒め言葉で、その後の言葉として、だから市政を任せても大丈夫なのだということを私が言ったのです。同じな

のです、教育長。あなたのそのフィロソフィーを聞いたうえで、もう細かいことはいいだろうという趣旨で質問しますので、本心を吐露できたらなと、こう思います。

1つ、では事例を差し上げますので、どちらに正義があるのか、どちらが倫理的、道徳的に正解なのか、お尋ねをしてみたいと思います。

これは、実際にあった話です。一家で信仰しているとある宗教上の日曜学校に出席するため、小学校の父母参観日を欠席したのです。そうしたら、その学校が欠席扱いとしたことに、教育長、あなたはどちらがジャスティスだと思いますか。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） 小学校の父母参観日に欠席したことを欠席扱いにしたことについてどう思うかということですが、学校に出席すれば出席扱いですし、欠席すれば欠席扱いだというふうには私は考えております。学校の欠席というのは、親族が亡くなったとき、通夜、葬儀をやる際の忌引きです。それから、性行が不良で出席停止を求められ、または伝染病にかかって出席停止を求められた。これは出席停止。この忌引きと出席停止は、出席しなければならない日数から引かれます。ということで、出席しなかったということにはならないです。もう一つ、部活動などで遠征に行った際の休みを公欠といいます。その公欠はどういう扱いかというと、教師が引率して行きますので、学校ではなく別な場所で教育活動が行われているというふうに捉えて、これは出席扱いというふうにいたします。ということで、出席、欠席についてはそのような形で扱っている。

この日曜日に父母参観日を行った場合に、場合によっては希望者だけ参加するということもあるかと思います。そうではなくて、多分学校の教育課程を实际実施するというのでやるとすれば、ほかに休みをとらなければなりませんから、これ

は正規の授業ですので、ここを休むと欠席というふうになるだろうと思います。

○議長（山本留義） 17番。

○17番（村中徹也） まさしくそのとおりです。今実際あった話なのです。

この父母が提訴しました。この間判決が出ました。判決が、宗教上の理由によって個々の児童の授業日数に差をつけては公教育の宗教的中立性も公教育の集団教育としての機能も保てないと東京地裁で判決が出ました。あなたの言ったとおりです。安心しました。休んだほうを擁護するかと思いました。

もう一つ、春先に新聞にこういうことが載りましたね。ある先生が、自分の子供の入学式、卒業式、要するに学校行事ですね、これに出席するために自分が勤めている学校に公休を出して、許可された。許可されて、同じ日に自分の勤めている学校に行事があったにもかかわらず、自分の子供を見に行った。この行為は、倫理観から見て、どちらがジャスティスですか。ご意見を求めます。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） まず、年次休暇については、本人から請求があった場合、これは与えられなければならないということになっております。その際に、公務に支障がある場合は、校長が時季変更権、ほかのところに与えることができると。この日は都合が悪いので、別な日にしてくださいということで与えることができるというふうに休暇についてはなっておりますけれども、したがって校長が自分の学校では支障がないと判断したということであれば、それはいいのではないかとこのように思いますが、校長の判断が正しいかどうかというのは、詳しい内容はわかりませんので、ちょっと判断できかねます。

○議長（山本留義） 17番。

○17番（村中徹也） そういうことを聞いているの

ではないのです。休んだ先生について、あなたは どう思いますかと聞いているのです。公休を出して、ルールは全部守っているのです。ルールは全部守ってやっている。しかし、自分が学校の行事を休んで自分の子供がいるところに行って、同じ行事がその日にあった。あなたは、この先生の行為についてどう思いますかということを知っているのです。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） まず、私自身はその場合に公務を優先します。そして、周りの、今まで私がかかわってきた人たちは、ほとんどそのように公務を優先していました。しかし、その自分の子供の行事に行かなければならない特別な事情があるのかどうかわかりません。したがって、その判断を、その休暇をとった人に対して、あなたの行いは間違っているというふうな判断はちょっとまだ資料が足りないので、私自身は言えないというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（山本留義） 17番。

○17番（村中徹也） 当分の間、当分の間ですよ、あなたに教育行政のトップとして任せても安心だという思いを持ちました。

これで村中徹也の質問を終わります。

○議長（山本留義） これで、村中徹也議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時20分まで休憩いたします。

午後 零時15分 休憩

午後 1時20分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎工藤孝夫議員

○議長（山本留義） 次は、工藤孝夫議員の登壇を求めます。3番工藤孝夫議員。

（3番 工藤孝夫議員登壇）

○3番（工藤孝夫） 日本共産党の工藤孝夫です。

まず、今むつ市議会第220回定例会は、悲しく、寂しい中で開催されました。宮下順一郎市長の姿がなく、花がひっそりと飾られた空席を見ても、ご逝去されたことが今もって信じがたいものがあります。若過ぎる突然の出来事に、ご遺族の悲しみとご心痛に、改めて心より哀悼の意を表するものであります。

それでは、通告に基づいて質問をいたします。

最初は、TPPが内包して進行する国民皆保険制度についてであります。TPP、すなわち環太平洋戦略的経済連携協定は、年内妥結を求めて国民に内容が知らされないまま秘密交渉で進められています。農産物の聖域確保として834品目と言われるうち、米、麦、牛や豚肉、砂糖、乳品など、いわゆる重要5品目があります。TPP交渉をめぐっては、この重要5品目が先行して取り沙汰されています。しかし、この裏で保険、医療の分野も深刻な問題が進んでいます。混合診療の解禁拡大も、その重要な一つであります。

公的医療保険の対象となる保険診療と保険対象外の自由診療を併用する混合診療解禁に向け、政府の規制改革会議では、（仮称）選択制療養の創設を求める意見書をまとめたことが報じられました。医師と患者が合意すれば、安全性が未確立であっても混合診療として認める仕組みです。医療への安全と信頼を揺るがしかねず、所得の違いで受けられる医療の格差を広げる混合診療の解禁は、国民に深刻な不利益をもたらすものであります。これまでの混合診療の原則禁止は、国民皆保険の理念に基づき、国民に対し、医療を平等に保障する重要な仕組みとして確立したものであるこ

とは申すまでもありません。混合診療が解禁されるなら、この仕組みと原則が根本から崩されます。一旦混合診療に組み込まれた最新の治療や薬は、なかなか保険の対象にはされないことも指摘されています。自由診療分が数百万円単位の高額な治療費のままに固定されてしまうとすれば、その結果、お金を工面できない人は必要な最新の医療を受診する道が阻まれてしまいます。安全な医療を貧富の差にかかわらず誰もが受けられる、まさに国民皆保険制度の崩壊につながるものであります。

私は、この見地から、第1点に、国民皆保険制度を維持すべく市行政の見解をお尋ねいたします。

次に、不要公共施設削減にかかわる総合管理計画の策定について質問いたします。新聞報道によりますと、総務省では、人口減少や老朽化で使われなくなった公営住宅や学校といった公共施設を削減するために総合管理計画をつくるよう全国の自治体に正式に要請したことを報じています。計画は、自治体庁舎や廃棄物処分場などあらゆる公共施設を対象とし、管理計画策定を条件に、ことし2014年度から自治体が公共施設を取り壊す費用を地方債で調達することを特例的に認め、撤去を促進していることも報じております。

そこで、これらの要請を受けて、市として旧町村にある廃焼却炉施設の解体を含め、総合管理計画策定はどうするのか、現状と今後の方向について伺うものであります。

最後に、環境整備について質問いたします。近年県道沿いの電線下において、電線やケーブル線に支障を及ぼす木々の伐採が行われております。ことしも昨年に続き県道川内佐井線で観光景勝地である大滝公園、下戸ヶ淵など、川内川溪谷のそばを通る電線下の景木を幅広く、かつ何キロにも及ぶ距離の伐採が行われています。問題は、その

伐採木が撤去されず、そのまま放置されていることです。景観的にも悪影響を及ぼしています。量的にも膨大で、放置し、腐らせてしまうのではなく、国民の財産であり、木質バイオマス燃料などの利活用促進を図るなど、伐採処理後と景観に配慮した対応及び対策について答弁を求めるものであります。

以上で壇上からの質問といたします。

○議長（山本留義） 市長職務代理者副市長。

（新谷加水市長職務代理者副市長登壇）

○市長職務代理者副市長（新谷加水） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、国民皆保険制度についてお答えいたします。TPPと国民皆保険制度についてのお尋ねですが、TPPいわゆる環太平洋戦略的経済連携協定につきましては、各分野における自由貿易協定でありますことから、医療分野においても一定の自由化が求められるものと認識しているところでございます。

ご質問の国民皆保険制度が含まれる医療分野での規制緩和としては、混合診療や営利企業参入などが挙げられておりますが、こうした規制緩和が国民生活の改善になるとは限らないという意見がある一方、成長戦略の鍵を握っているとも言われているところでございます。

言うまでもなく国民皆保険制度は、医療制度の根幹であります。そういう意味では、誰もひとしく必要なときに必要な医療を受けることができる国民皆保険制度は、命と健康に対する国民の安心を確保するための基盤として、将来にわたり堅持していく必要があると考えております。

しかしながら、直近の新たな成長戦略の骨子案によれば、困難な病気を克服しようとする患者の治療の選択肢を広げるため、公的な医療保険を使える保険診療と保険外の自由診療を組み合わせる混合診療の範囲拡大を6月末に閣議決定する成長

戦略に盛り込み、来年の通常国会に関連法案を提出するというところであります。たまたま工藤議員の質問に合わせたように、昨日安倍首相が混合診療の拡充を表明したと大きな見出しで報道されたところではありますが、それは当面混合診療を限定的に認めた現行制度、つまり保険外併用療養制度の中に患者申し出療養を設けるといことのようにありますので、大幅拡大からは大分後退したとの観測もなされているところでもございますし、また今後法制化に向けましては、国会の場でさらに深く論議がなされていくことになると思われますので、どのような制度になるのか、情報の把握に努めながら、今後の動向を注視してまいりたいと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、公共施設についてのご質問にお答えいたします。議員ご指摘のとおり、本年4月22日付で総務大臣名で全国の地方公共団体に対しまして、公共施設等総合管理計画の策定が要請されたところでもあります。あわせて本計画の策定に当たっての指針が示されましたので、今後はその指針に基づき、それぞれの地方公共団体が策定に向けた取り組みを進めていくことになるものと考えております。

要請の背景には、国はもとより地方公共団体におきましても厳しい財政状況が続く中で、少子高齢化の進展に伴う人口減少時代を迎え、公共施設等における住民ニーズが変化してきている現状を踏まえ、長期的な視点で更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、公共施設等の最適化を図ることが重要であるとの認識がございます。

当市におきましても、庁内関係部署の合議体を立ち上げ、公共施設のマネジメントを組織的に進めることとしておりまして、ワーキンググループを発足させ、本年5月に1回目の会議を開催した

ところでございます。

いずれにいたしましても、この公共施設等総合管理計画に基づいて行う解体費用は、地方債を財源充当できますことから、財政負担の平準化のためにも粛々と計画策定に向けた取り組みを進めていきたいものと考えているところでございます。特にむつ市内に4カ所存在いたします旧清掃センターを解体撤去するためには、廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱に基づき調査分析を行い、各施設の状況に応じた安全対策と適正処理が必要となるため、他の公共施設と比べましても、多額の費用を要することとなります。

公共施設等総合管理計画におきましては、施設の類型ごとにその特性を踏まえ、基本的な方針を記載することとなっておりますことから、さまざまな施設の特性などを十分協議、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、環境整備についてお答えいたします。送電線下の木材伐採の処理についてであります。議員ご指摘の箇所は、主要地方道川内佐井線の東北電力岩谷沢発電所付近からふれあい温泉川内近くまでの道路脇と存じます。これは、東北電力が電気事業の用に供する電線路に障害を及ぼし、もしくは及ぼすおそれがある場合に行っている伐採作業であり、林野庁と東北電力との間において、伐採に関する協定を締結しており、それに基づき実施していると伺っております。

その処理方法につきましては、国有林内の山林において電気供給のためにより伐採された木材等につきましては、腐食させ、自然に帰すことで処理は終了していると下北森林管理署から伺っております。議員ご指摘の大滝、下戸ヶ淵の箇所は、むつ市が川内川溪谷遊歩道として整備し、豊かなヒバ林や広葉樹林が織りなす自然美をPRしてい

る景勝地であり、伐採立木の放置が景観の配慮に欠けていたのではないかとのご指摘であると存じます。

今後こうした箇所につきましては、むつ市の観光地であることも考慮していただき、国有林の土地所有者である下北森林管理署、東北電力及び関係機関と相談しながら、景観にも配慮した方法で伐採をお願いしたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） まず、国民皆保険制度の維持についてでありますけれども、副市長答弁でも、選択治療ということが出ましたけれども、(仮称)選択診療ということも今言っているわけでありまして、1つには選択としてみるわけでも、いわゆる患者にとっては非常にリスクが、自由診療の場合は、高い、低いというような問題があるようでありまして、この治療はリスクが高いのだ、いや、低いのだと、そう選択できる患者というのはそうないと思うのです。でありますから、これが一旦導入されるといって、まさに命の危険さに伴うというものが内包している、こういう問題があるわけです。ですから、この点についての認識をしっかりと私たちはまず持つべきだというふうに思います。

そこで、いわゆるこの混合診療が解禁だということになりますと、自由診療は保険のこれは対象適用外となるわけですから、自由診療の利用者というのは高額所得者中心、一般庶民は保険診療部分というふうにおのずと絞られていくと思うのです。当然のことながら、医療の格差は生じていくと、こういう懸念が出てまいります。

そこで、さらに問題なことには、この医療の格差と相まって、自由診療で高い利益を上げられる医療機関というのは高額所得者の多い都市部へというふうの流れでいくのだということが医師会の

中でも公然と指摘されているのはご承知のとおりであります。そうなりますと、こういう僻地の場合、僻地治療が成り立つのかどうかと、崩壊するのではないかと、こういう危険が出てくるのではないかと思うのですが、これに対する市当局の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山本留義） 市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長（新谷加水） 選択診療、今般患者申し出診療というふうな格好で法制化を目指しているということの中では、患者そのもののリスク管理といいますか、そういうふうなものが非常に難しいのではないかと。そういうふうなことは、当然これは論じられているわけございまして、審査にこれまでは6カ月から7カ月かかっていたものを6週間というふうなことで結論を出していきたいという、そういうふうなことも、果たしてそういうことでこのリスク管理ができるのかどうかというふうなことも大きな問題になっていくものだろうと思います。この辺については、まだまだ国会で法制化に向けては議論がなされていくものだろうと思います。

混合診療が大きく拡充されていった場合には、議員ご指摘のように、いわゆる医師の偏重といいますか、都会への偏重と、こういうふうな危険もあるかもしれません。ただ、先ほど壇上でも申し上げましたように、当面は限定された現行制度の中での拡充といいますか、制度設計のようございまして、急にはそういうふうなことは起こらないのではないかと。これから国会での議論というふうなことも始まりますので、その行く末を見守らなければいけないのではないかなというふうに思っているわけございまして、ただ医療資源の確保、殊に医師の確保ということにつきましては、これは慢性的に我々の大きな課題としてあるわけございまして、医療法上はむつ総合病院、充足率125%というふうにはなっているの

すけれども、現場での実情としては50%ぐらいというふうなのがずっと言われてきているところまでございまして、そういう面におきましては、医師の確保については下北医療センターを主体として最重要課題として継続的に鋭意取り組んでいるということでございます。今後ともその医師確保ということについては、弘前大学の医局を通じながら、相談しながら努力していかなければいけないものだというふうに思っているところまでございます。

さらに、国におきましても、社会保障制度改革医推進法の骨子として国民皆保険制度の維持と地域における医師や看護職員等の確保及び勤務環境の改善に係る施策について、次期医療保険計画の策定期間である平成29年度までに順次必要な措置を講ずるとして、その方向性を示しているところでもありますし、青森県におきましても、地域医療支援センター事業による医師確保に努めているところまでございまして、特別枠として一定期間、中小医療機関に勤務する卒業生も出てきておりますことから、今後も一定の確保は可能になるのではないかとと思われるところまでございます。

いずれにいたしましても、本人の希望や県内各地での引き合いの状況もありますことから、地域間の医師の偏在については一朝一夕には改善されるものではございませんが、研修医のマッチング制度も含めた一層の確保に努めるとともに、関係機関に働きかけを行うものとしたしているところまでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） 副市長の力強い決意がなされました。先般の新聞報道でも、宮下前市長の思いを代弁した記事が載っております。拝見いたしました。大変そういう点では、心強い副市長だなと思っておりますので、今のこの医師の問題につ

いても、ぜひ頑張ってほしいというふうに強く要請しておきたいと思えます。

次に、不要公共施設削減にかかわる総合管理計画の策定に関連して質問いたします。4つの焼却炉、さまざまな難しい面もあるけれども、順次進めていきたいという答弁だったと思いますが、これまでの廃焼却炉施設解体については、議会のほうでもずっと国に要望してきた経緯があります。総務省では、この総合管理計画の策定の狙いということで、自治体の維持管理コストを減らして自治体財政を健全化すると、ここに狙いがあるのだというふうに報道もされておりますけれども、地方債も借金ですからそうなのですけれども、我が市は合併がなされて不要な施設も他市よりもはるかに多い、抱えているというのも現実でありますから、この計画策定を粛々と急いでいただきたいというふうに思います。

それで、この計画はいつまで策定するという期限みたいなものはあるのでしょうか。あるとしたら、そのめどはいつごろに置いているのか、この点をお聞きいたします。

○議長（山本留義） 市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長（新谷加水） 国からの要請としては、平成28年度までに策定するようというふうな要請でございまして。私どもとしても、先ほど申し上げましたように、プロジェクトチームをつくりまして、検討しているわけでもございますけれども、これは国から言われるまでもなく、庁内ではファシリティマネジメントというふうなことで、公共施設については、将来的にどういうふうに持っていくかというふうなことについては、検討を重ねてきているところまでございまして、まずは全体的な公共施設の把握、現況調査、ここから始めていくというふうなことまでございまして、国の要請に従って、平成28年度までには何とか策定をしていきたいというふうに考えて

おります。策定費用の2分の1は国庫補助が出るというふうになっていてるところでございます。

以上です。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） わかりました。

ついでにこの点に関連してお聞きいたしますけれども、各地区にこれから出てくるだろうと思うのですが、公民館がたくさんあるのですけれども、地区別に存在する、そういう公民館も市では総合管理計画の策定の一つとして組み入れているのかどうか、ここを確認の意味でお聞きいたします。

○議長（山本留義） 市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長（新谷加水） この総合管理計画には、統廃合した学校校舎もひっくるめ、当然ながらこういう地区別の地区にあります公民館、こういう公共施設については全て網羅して計画していくというふうなことでございます。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） 国から2分の1の補助があるという答弁でありましたけれども、総額的に幾らぐらいになるのかというようなことを大体の試算はなされておりますか。ありましたらお知らせ願いたいと思います。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（石野 了） 今その辺のところ、総体的にどのくらいの経費がかかるのか、実態の現況がどういう状況なのか、あと何年くらいもつのか、それらを含めまして、総括的に詳細についても調査検討を進めているところでございます。

それから、補助と言いましたけれども、特別交付税での2分の1の算入があるということでご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） 送電線下の木材の伐採の処理に関してお伺いしたいと思います。3点ほどと

めて伺います。

まず1点は、これまでにどのぐらいの数量の木材が伐採されたのか、直近の年度別でいいので、わかっておいたらお知らせ願いたいと思います。

それから、2点目に、先ほどの答弁で、今後においても景勝地での伐採方法については環境に配慮するように求めていきたいというふうな答弁がありました。この部分についてはわかるものの、それでは現在放置されている観光立地場所付近のこの伐採木の措置はどうなるのかと。答弁漏れがあったと思いますので、お答え願いたい。

もう一点は、暖房など、エネルギーの利活用に供する、こういう点においてはどうかという点でお尋ねしたいと思います。この3点についてお伺いいたします。

○議長（山本留義） 川内庁舎所長。

○川内庁舎所長（松本大志） 工藤議員の送電線下の木材伐採処理についての再質問にお答えいたします。

ご質問の第1点目、過去にどのぐらいの木材が伐採されたのかというご質問であります。下北森林管理署管内において、下北地区では東北電力が電気事業の用に供するために伐採した木材の材積は、平成23年度においては178立方メートル、平成24年度では435立方メートルとなっております。平成25年度伐採分については、まだ集計ができていないということでございます。

次に、2点目の現在放置されている観光地付近の伐採木の措置につきましても、同様に景観に配慮した対応をお願いしたいと考えております。

3点目の暖房などのエネルギーの利活用に供することにつきましては、一般的にはこのような伐採した木材は地域の薪炭共用林組合とか林業業者には売り払いすることができるというふうになっております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） わかりました。

この木材の伐採の処理ということに関連して、最後にお尋ねしておきたいと思いますが、県が目指す基本計画の中で、地域別で下北の場合、森林の整備、管理及び伐採、間伐材の新たな利用の促進、それからまた再生可能エネルギーの活用に関する知識の普及ということを県ではうたっております。そして、木質バイオマスの利用、研究も進んでいるというのはご承知のとおりだと思うのですが、先日西目屋村では剪定の枝を活用した木質バイオマス発電の可能性調査をするという報道がなされております。これだけ木材というのは注目されて研究の対象になっているということでありますけれども、そこで副市長にお尋ねしたいのは、この質問の冒頭の答弁の中で、国有林内の山林において電気供給のために伐採された木材などは腐食させ、自然に帰すことで林野庁は電力会社と協定を締結しているというのがありますね。これが林野庁の方針だとすれば、私は先ほど述べた県の基本方針あるいは木質バイオマスの利活用という観点からいけば、この林野庁の方針は全く逆行していると言わざるを得ないのです。ましてや国民の財産です。切って、倒して放置して腐食させるのが林野庁の方針だと、国民の財産を。こういう方針などというのは、本当に国民の今エネルギーの問題が調査研究されている中で、甚だ遺憾な方針と言わざるを得ないのです。ですから、私はこういう林野庁の方針にとにかく言えということではありませんけれども、私が先ほど言ったように、このエネルギーをめぐるのものを考えるならば、林野庁の方針はそれでいいのだということになるのかどうか、副市長の考えをお尋ねしたいと。

○議長（山本留義） 市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長（新谷加水） 間伐材の活

用ということについては、工藤議員同様、大切に使うべきものだろうというふうには私もそう思いますが、実際私も富士山に行ったときは、やはり間伐材がそのまま放置されてコケむしている状況というふうなのを見てまいりました。そういうことでは、やはり国定公園内あるいは国立公園内というふうなところについては、枝1本折るのもかなり制限されているというふうなこともありますので、極力手をつけないというふうな方針でいっているのかなという気もいたしております。その辺のところは、ちょっと詳しくわかりませんので、申しわけございませんが、その辺の自然に帰するということがベストというふうに考えてのことだろうと思いますので、その国定公園内、国立公園内というふうな部分以外では、ある程度そういう規制が外れると思いますので、その辺の部分についての活用というふうなことについては、やっぱり鋭意努力していくべきであろうというふうには思っているところでございます。

以上です。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） これで私の一般質問を終わります。

○議長（山本留義） これで、工藤孝夫議員の質問を終わります。

ここで、午後2時10分まで暫時休憩いたします。

午後 1時57分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎東 健而議員

○議長（山本留義） 次は、東健而議員の登壇を求めます。9番東健而議員。

(9番 東 健而議員登壇)

○9番(東 健而) 本日の定例会のトリを務めることになりました、市誠クラブの東健而であります。

6月に入り、定例会も220回の節目を迎えました。本来であれば、亡き宮下市長にご登壇いただき、ご答弁を仰ぐ予定でしたが、5月19日の突然のご逝去にそれもかなわず、まことに残念至極であります。早いもので、それからもう3週間がたちました。余りの衝撃に、私自身いまだに何が何だか信じがたい思いであります。

質問に入る前に、まず亡き宮下市長の残された数々の偉業と功績に対しまして、改めて敬意と尊崇の念をあらわすとともに、深甚なる哀悼の意を表します。宮下市長、7年間、市政のために並々ならぬご尽力を賜り、まことにありがとうございます。安らかにお眠りください。

さて、どのような事情があっても行政の継続に停滞や変化があってはなりません。今回は、考えていた質問項目を変え、通告に従いまして、2項目についての一般質問を行います。

まず1項目め、福祉対策についてでございます。1点目、敬老会のあり方について質問いたします。敬老会は、行政が長年市のために尽くしてきたお年寄りたちのために、ささやかなお礼の意味で会を催してきたものでありますが、近年それがどうしてか、ないがしろにされつつあるように感じます。前定例会で敬老会への参加年齢を80歳にするという案が示されましたが、私はこのとき、本市の平均寿命が男で76.7歳、女で84.8歳との説明を聞き、危機感を抱きました。男の人たちは、80歳まで生きられないので、全く敬老会へ参加できなくなると考えたからであります。また、年齢を80歳にすると、喜びを実感するお年寄りは何人いるでしょうか。人数が極端に少なくなります。おばあさん方の参加だけで楽しみも薄れ、開催の意味が

なくなって、参加人数がますます遠のいていくような気がします。経費節減はわかりますが、参加人数が少なくなっても現行年齢を継続するべきと思いますが、いかがでしょうか。

2点目、社会福祉協議会の会長辞任についてであります。社会福祉協議会の会長が辞任したとの報道がなされ、その理由が敬老会開催のあり方をめぐって行政側とのトラブルに発展したと報じられました。6月1日に新会長に、元副市長だった人が選任されたとのことですが、この原因を検証していくと話しているようであります。前会長の辞任の原因とともに、辞職勧告決議案が可決されたという常務理事についても、その経緯がさっぱりわかりません。どのようになっているのでしょうか。わかっている範囲で結構でございますので、ご説明いただきたいと思っております。

3点目、敬老会の年齢制限と、その理由についてであります。現在の敬老会への入会年齢では、参加人員が約3,000人以上あるとも伺いました。これでは余りにも多過ぎて、財政的に苦しいことから、切り詰める必要があるとの説明もありましたが、お年寄り軽視ではないかと考えます。性急に事を運んでいる印象を受けますが、もう少し説明責任を果たしたうえで、年齢制限を決定するべきではなかったかと思えます。委託運営しているところへ何の説明もなくいきなり年齢を引き上げするというのであれば、誰でも戸惑うのは明らかです。落ち度がないのに、その運営方法をめぐって急に行政側と関係が悪化したことが新聞で報じられました。この悪化した原因について、なぜそのようなことになったのか、ご説明をいただきたい。

4点目であります。議会への説明が変わった理由についてであります。むつ市議会第219回定例会で、敬老会への参加は80歳以上と説明されました。このとき、おかしいなと感じましたが、しば

らくして、これが新聞記事に77歳以上になったことが書かれていました。この前触れもない年齢制限が引き下げられた理由について、議会に全く説明がありませんが、これはどうして変わったのか、亡き市長の指示だったのかどうか、参加年齢がまた変わることがないのかどうか伺います。

5点目、議会への説明責任についてであります。参加年齢が変われば、変更したことの議会への説明責任が生じますが、なぜそれがなされなかったのか。議会軽視と受けとめられても仕方ありません。年齢変更に関し議会と議員への説明責任がなされなかった理由についてお尋ねいたします。

次に、2項目め、教育問題についてお尋ねいたします。1点目、本市の今後の教育の展望についてお尋ねいたします。とうとうここまで来たかという印象を持っていますが、合併以来、少子化で小学校の統廃合の問題が叫ばれてきました。本市でもこれからこれが続いていくような様相を帯びています。むつ市議会第187回定例会で私は、亡き杉山市長に今後の教育行政のあり方について質問をしたことがあります。その中には、小学校の統廃合や統合校舎の問題、学校選択制の考え方などを質問し、最後に、子供たちの減少でクラス単位での団体競技や競争意識の低下が懸念され、やがては中高一貫校や小中一貫校への導入が避けられないので、いずれは脇野沢の生徒も川内中学校との併置の教育環境導入を考えると来るだろうということを質問したこともありました。そして、それが取り入れられたのか、現在脇野沢からの高校の生徒が川内高校へバスで通学しています。そのほかに川内町の小学校の統合校舎の建設問題、早急な小中一貫校の導入が必要になってきていることを提言しましたが、それからしばらくして川内町で小中一貫校が導入されました。しかし、少子化の対策もなく子供の減少に歯どめがかかりません。小中一貫校導入で数年は教育が継続

できますが、その後の教育の継続が危ぶまれます。今制度改革などの問題が急浮上しています。今後どのような対応に迫られるのか。考えられる今後の教育についての展望をお示しいただきたいと思えます。

2点目、小中一貫校の目指す将来像についてであります。小中一貫校への流れが部分的ではあるが加速しています。そこで、小中一貫校になれば分離校との教育の地域格差が心配されます。本市では、小学校と中学校の連携のあり方、どのようにこれを進めていくのか、小中一貫教育でどのようなことをやろうとしているのか、分離校と同等の教育が受けられるのか、小中一貫校の目指す将来像についてご所見を伺いたいと思えます。

3点目、今後小中一貫校へ移行する小学校の数についてであります。本市の川内町では、ことしの入学者は18名、脇野沢は2名、大畑小は35名、大平小が80名、大湊小が27名、関根小が5名、二枚橋小が1名、正津川小が4名、奥内小が4名となっていて、むつ市部を除いて軒並み減少していることがわかります。このままでいくと、義務教育が成り立たなくなり、やがて消滅する事態に直面するときはそんなに遠くないと思えます。本市では、これから小中一貫校へ移行しようと考えている小学校の数はどれくらいあるのか伺います。

4点目、脇野沢小学校の建設の見通しについてであります。脇野沢小学校建設が動き出しています。ことしの脇野沢小学校への入学児童の数は2名と伺っています。本来教育の機会均等とは多数の子供たちを想定したのですが、少数になると、機会均等どころではありません。競争力が失われ、いろいろな面で他校の生徒との差がつくことが懸念されます。

昨年の議会で脇野沢の教育をどうするかという同僚議員の質問が出たとき、父兄やOBへアンケートをとったとき、幾ら少なくなっても学校は必

要であるとの答弁を聞きました。教育は百年の大計であり、幾ら児童の数が少なくなっても教育費に配慮は欠かせませんので、学校が必要なのは私も同感であります。しかし、小中一貫校への導入は父兄やOBの考え方も考慮したとしていますが、何にも増して重要視されなければならないのは、勉学にいそしんでいる子供たちの将来ではないのでしょうか。どんどん子供たちが減少している現在、これで小中一貫校を導入しても懸念される競争力の強化や団体競技ができるのかどうか疑問です。温情優先が子供たちの自立性を阻害していないかどうか、少人数での小中一貫校導入に対して対策をどのように考えているのかお伺いいたします。

また、建設を早期に完成させないと生徒、児童が卒業してしまいます。せっかく小中一貫校へ移行しても、生徒、児童がいなくなってしまうと統合を選択しなければならなくなってしまっは、せっかくの学校を建設する意味がなくなってしまおうと思います。小学校建設の完成見通しについてもお伺いいたします。

5点目であります。脇野沢の義務教育とその存続する期間についてであります。脇野沢でのことしの入学児童は2名で、来年は入学者の数はゼロと伺っています。まだ確定したわけではございませんが、働く場がなく、若者たちの流出で子供の数が見込めない今、教育に不安が出ています。出生率にもよりますが、ともすると児童・生徒がいなくなれば、この後の小学校は必要ないわけですが、ことしの入学児童が小学校を卒業する6年後には、小・中生徒、児童の数が合わせて20人になります。何年間小中一貫校を継続するか、学校を建設した後の義務教育の存続期間について考察を加えたことがあるかどうか伺います。

6点目、小中一貫校と小中分離校との教育格差についてであります。小中一貫校での勉強は、少

人数の場合複式指導になるので、小学校から中学校へ進級する過程で多少の格差は仕方がないと思いますが、指導方法を工夫していただければ、分離校との見劣りはないと確信しています。しかし、勉強に対する競争力やクラブ活動の団体競技などでは対処できない問題が内包しています。このため学校間の対抗競技などには参加できないことも想定されます。この点が分離校との格差にならないか、この場合の連携と対応はどのように行われるのか、また高校受験で今までどおりの小中分離校と小中一貫校の教育格差が心配されますが、懸念はないか、またどのような対処方法が考えられるか伺います。

7点目、中1ギャップと教育の連続性についてであります。小学校から中学校へ進むときに、どうしても教育のギャップが否定できないことが指摘されています。それは、今まで小学校で勉強してきた教科に急に高度な科目が導入され、それについていけない子供たちが出るためと伺っています。このため、不登校の児童の増加が問題視されてきました。これをどのように捉え、どのような指導方法を考えているか。また、小中一貫の導入により、義務教育では教育課程において最大の効果が上がることも求められていますが、そのためには9年を区切る現行の6・3制や5・4制度、4・3・2制などの導入が議論されています。中1ギャップと教育の連続性について、これから制度変更することも視野に入れることも考えられますが、当面の課題として継続か発展的変革か、本市の教育の対処方について今後どのようなことが考えられるか伺います。

8点目、カリキュラムの編成についてであります。父兄の中から、カリキュラムが宙に浮いている、小・中で先生の申し送りがうまくいっていないという苦情が聞かれます。運動会や文化祭などでは合同開催が行われているようですが、先生が

かわれば指導方法も変化します。目的は小中一貫校の子供の教育をどのようにして推進するかにあります。

現在本市の小中一貫校では、小・中9年間の連続制を重視した教育を目指しているようですが、どのような考えに基づいたカリキュラム編成を想定しているのか伺います。

また、川内小・中学校では、教育に小中分離型をとっているようであります。中1ギャップの増長や学習意欲低下につながらないか、基本的な考え方を伺いたい。

9点目、小中一貫校の小・中の教員の連携についてであります。小中一貫校の小学校、中学校の入学式と卒業式は別々に行われているようですが、教師の児童・生徒に対する指導方法も別々のようであります。教育には一つの流れとして、学校間、教師間、また生徒間同士の連携を密にしなければならぬ部分もあると思いますが、以上の連携について、当面の課題としてどのようなことが考えられるでしょうか。

10点目、学校間の教育格差に対する考え方についてであります。先生も人であります。指導力にも差が出るのは当然の問題と考えますが、それ以上に考えなければならないのは、他人数の小中分離校と小中一貫校との学校間の教育格差の問題があります。格差が広がらない対策をどのように考えているのでしょうか。

最後です、11点目、入校案内板の設置について伺います。旧川内町の中畑葛沢線から小・中学校へ入るところに案内板がないため、むつ方面から市道を通って学校へ入るとき、通り過ぎてしまうことが問題提起されています。これは、入り口となる道路と同じ道路が数カ所あるため、気づかずに通過してしまうためであります。学校へ用事のある人は千差万別で、地図を頼りに来校する人もあります。父兄や地元の人でさえ間違

ときもあると伺っています。住民からの要望があります。案内板を設置できないか伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（山本留義） 市長職務代理者副市長。

（新谷加水市長職務代理者副市長登壇）

○市長職務代理者副市長（新谷加水） 東議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の項目は多岐にわたっておりましたが、その趣旨は、第1に、敬老会の対象年齢を80歳から77歳としたことの経緯と議会への説明責任について、第2に、今回の社会福祉協議会の会長辞任及び常務理事の顔末の説明という2点に集約されるものと思いますので、その2点にまとめてお答えさせていただきます。

まず1点目の敬老会についてであります。今回の見直しは、敬老会への参加率が3割に満たない状況が続く、敬老の意が少数の方々にはかたや伝えられていない現状を踏まえ、見守り活動を通じて対象者全員に公平に敬老の精神を伝えられる新たな敬老事業を立ち上げたうえで敬老会の規模を縮小させていただくという敬老事業の大きな方向転換のうえにあるということをまず初めにご理解をいただきたいと思っております。すなわち、市では去る4月11日に生協コープあおもりと協力協定を締結したのを皮切りに、郵便局や宅配業者等の民間事業者との連携のもと、今後高齢者の見守り活動の充実強化を図ることとしておりますが、さらに7月下旬ごろからになると思っておりますが、民生委員の方々に対象となる在宅の高齢者のお宅を訪問していただき、近況を確認しながら敬老記念品をお渡しいただくこととしております。民生委員の方々には、高齢者のお宅を訪問していただいた際に、敬老会の案内もしていただくこととしておりますので、この新たな見守り敬老事業と敬老会の対象年齢は同じにしたいと考えていたところでございます。

これまでの75歳以上の敬老事業の対象者といえますと、本年6月の年齢区分人口では約8,600人が対象となります。これは、市民全体から見ますと、7人に1人が敬老の対象者となりますので、やはりご長寿による敬老の意を表す対象者としては多過ぎるという感が否めないと考えたところでございます。

当初予算でご提示いたしましたのは、平均寿命を勘案し、80歳以上としたものでありましたが、その場合は約5,500人が対象となり、市民11人に1人が対象となるものでありました。この敬老事業の見直しについては、町内会と大きくかわり、民生委員の方々にご協力をお願いすることとなりますので、本年4月の行政連絡員の総会場でご説明し、また民生委員の方々に対しましては、4月以降毎月各地区の定例会の場にお邪魔して、ご意見などを伺いながら煮詰めてきたところでありますが、対象年齢につきましては、80歳以上ではバスに乗れる方も限られることとなり、議員ご指摘のように、敬老会の参加者が少なくなる可能性が高くなるため、考え直してほしいというご意見がございましたので、77歳以上とすることを5月の定例会の場で再提示し、民生委員の方々のご協力を仰いできたところであります。

ちなみに、喜寿、77歳以上の方を敬老事業の対象といたしますと、約7,600人、市民8人に1人が対象となることとなりますが、このことは川内地区に関しましては、5月期の定例会がなかったために6月13日の定例会でご説明して、全民生委員の方々のご了解を得て決定することとしておりました。議員の皆様方には、対象年齢変更の経緯、その他敬老会開催の具体部分も含めまして、6月中には文書でご説明させていただきたいものと考えていたものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の社会福祉協議会についてであり

ますが、一連の動きは社会福祉協議会の定款にのっとった理事会や評議員会の開催の結果起こったことであり、市としては市の推薦理事2名からの会議報告でしか事実を知るすべがなく、会長の辞任の原因なども新聞報道によるもの以上の情報は持ち得ておりませんので、ご説明はできかねますし、また説明する立場にもございませんので、ご了承願いたいと思います。

ただ、事の発端は、新聞報道にありましたように、常務理事が地域懇談会の場で敬老会の見直しについて反対する立場で行った言動について、一般市民から匿名の投書があったことにあるということは事実でありますし、その投書は市にも届いておりました。それに対する市の対応については、担当部長から答弁させます。

いずれにいたしましても、社会福祉協議会はこの6月から18名の理事のうち6名がかわり、元副市長が会長に就任する新体制になったわけでありますので、その指導力に期待し、地域福祉を推進する両輪の立場であることをわきまえつつ、良好な関係を築いていきたいものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

教育問題についてのご質問につきましては、教育委員会から答弁がございします。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 東議員の教育問題についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の1点目、本市の教育の今後の展望についてであります。人口減少は、むつ市のみならず全国レベルで今後いや応なしに進んでいくという試算がなされておりますが、このような中、いかに地域コミュニティを維持していくのかといった人口減少から派生する諸問題が全国の自治体に重くのしかかっております。

学校教育においては、議員ご指摘のとおり、少

子化の影響を受けて、学校の小規模化が進行する中で、学校統廃合といった問題が生じております。教育委員会においても、少子化社会に対応した活力ある学校環境のあり方は切実な課題となっております。このような背景を踏まえ、平成19年度に策定されたむつ市教育プランによって、本市における教育課題解決の施策として、小中一貫教育の導入を打ち出しました。以後、市内全小・中学校を各中学校学区を単位として9ブロックに分け、各ブロックごとの実態に応じて小中一貫教育を推進していくことにより、知、徳、体の調和のとれた人間性豊かな児童・生徒の育成に努めてまいりました。

この教育プランは、前期5年、後期5年の10年計画であり、今年度は8年目を迎えております。教育委員会といたしましては、10年目を迎える平成28年度までには、これまでの小中一貫教育の取り組みにおける成果と課題を検証し、次の10年を見据えた新たな教育プランを策定する予定であります。

議員よりご指摘いただいた少子化と学校教育のあり方については、新たな教育プランの策定に当たって検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、小中一貫校の現状と目指す将来像についてお答えいたします。現在むつ市においては、県内市部において初めての挑戦となる市内全域を対象とした小中一貫教育に取り組んでおります。その取り組みは、校舎のあり方によって校舎一体型と校舎分離型の2つに分けられ、校舎分離型においては、1中学校に対して最大3つの小学校が連携しております。校舎一体型は、平成23年度に完成した川内中学校ブロックに加えて、今後さらに脇野沢中学校ブロック、関根中学校ブロックという2つのブロックに誕生します。他の6ブロックにおいては、当分の間校舎分

離型で進んでまいります。しかしながら、むつ市の小中一貫教育の進め方は、校舎一体型と校舎分離型とにかかわらず、義務教育9年間で前期4年、中期3年、後期2年に分けて指導することとしております。カリキュラムの編成においては、前期4年は基礎基本の定着を図る期間、中期3年は中学校への橋渡しの期間、後期2年は将来の進路へ向けた期間と位置づけております。その中でも特にいわゆる中1ギャップの解消を図るため、中期の指導の充実を目指し、中学校の教員が小学校で授業を行い、中学校の学習の進め方になれさせる乗り入れ授業や、小学校においても中学校の学習形態である一部教科担任制を取り入れて行う授業、さらには小・中学校教員相互の情報交換の強化などの取り組みの充実を図っております。

また、平成24年度より乗り入れ授業や小学校一部学級担任制の導入がしやすいよう、各ブロックに小中一貫教育学習支援員を配置しております。このような小中一貫教育を完全スタートさせて3年目となる平成25年度の小学校5年生と中学校2年生を対象に実施した青森県学習状況調査において、小学校は教科総合の正答率で3年連続して県平均を上回るとともに、中学校においても5教科を通じて初めて英語の正答率が県平均を上回り、教科総合の正答率でも県の60.1%に対して59.9%とほぼ遜色ないレベルまで向上してきております。

また、年間30日以上の不登校児童生徒数も完全スタート前の平成22年度には小・中学校合わせて100名あったものが、スクールサポーターや教育相談員、教育相談支援員等による手厚い対応のおかげもあり、平成25年度には47名と半減いたしました。このような小中一貫教育の導入による効果は、校舎一体型であるとか、校舎分離型であるとかにかかわらず、どのブロックにおいてもあらわれております。

高校受験においても、議員がご心配なさるような不利益をこうむったという事例はありません。むしろ受験指導においては、児童・生徒数の少ないブロックのほうが生徒一人一人の特性を把握し、きめ細かな個別の指導ができていているという小規模校ゆえのメリットを発揮できているように思われます。小中一貫教育を進めていく単位となる9ブロックは、その規模や地域性においてそれぞれ実態は異なります。しかしながら、平成23年度からの完全スタートに当たって、中期の授業の充実、学力向上アクションプラン及び不登校児童・生徒減少アクションプランへの取り組み、特別支援教育における小・中学校間の連携強化、小・中学校合同行事の充実及び地域との連携といったどのブロックにおいても必ず指導していただく共通実践事項を設定し、その取り組みに格差を生じないように心がけてまいりました。このような取り組みの結果、毎年児童・生徒、教員、保護者を対象に実施している小中一貫教育にかかわる意識調査においても、その満足度についてはブロックによる偏りもなく、年々向上してきている傾向にあります。

なお、川内小・中学校のように、校舎一体型の小中一貫教育であっても、小学校、中学校の入学式と卒業式が別々に行われているのではないかとこの指導方法に対するご指摘もございました。このことは、校舎一体型の小中一貫教育で陥りやすいと言われている学校行事等が変化に乏しくなり、児童・生徒が中だるみするのではないかと、小学校6年生にとっては最高学年としての意識を持つての活躍や心機一転などの機会が失われるのではないかとといったデメリットの部分に対する指導方法の工夫、改善によるものであります。しかしながら、それにも増して小学生と中学生が同じ校舎の中で生活できる校舎一体型の小中一貫教育においては、ごく自然にお互いの活動を見学したり

応援したりすることにより、お互いのつながりを深めるとともに、小学生に対して中学校生活への見通し、期待、憧れを持たせることに見事に成功しております。

教育委員会といたしましては、ブロックによる格差を生まないために、共通実践事項を設定しておりますが、全ての取り組みを一律にそろえていくという考え方ではありません。各ブロックの実態に応じて特色ある取り組みを推進していきけるよう、それぞれの地域の児童・生徒の成長にとって最も適した指導方法の工夫もまた推奨しております。

小中一貫教育の導入は、あくまでもむつ市の学校教育推進目標を達成するための手段としてであります。手段としての小中一貫教育の進め方に違いがあることには問題はありませんが、目標の達成度に格差があることは容認されないことと考えております。知、徳、体の調和のとれた人間性豊かな児童・生徒を育成するという目標を達成するために、今後も各ブロックの実態に応じた小中一貫教育の充実を図り、生きる力と夢育む学校教育の推進に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、脇野沢小学校の建設の見通し等についてお答えします。脇野沢小学校建設につきましては、4月に設計業務委託を締結し、現在は現地調査を実施しております。5月には、地域の方々も参画いただいている脇野沢小学校PTCA及び脇野沢中学校PTAを対象とした小学校建設に向けての希望アンケート調査を実施した結果、遊具、屋上、洋式トイレを望むなど、335件の意見が届いております。今後は、校舎の配置が決まり次第、地質調査を実施し、今年度中に実施設計を終える予定で、平成27年12月の完成、移転を目指しております。

施設の計画につきましては、むつ市議会第217回

定例会での答弁と重複いたしますが、脇野沢中学校に小学校舎棟を増築し、屋内運動場は中学校との併用を考えております。増築する校舎には、普通教室及びトイレを配置いたします。特別教室につきましては、基本的に中学校の特別教室を併用することから、中学校棟の一部教室の様子がえが必要になります。また、中学校校舎の階段は、中学生の仕様となっているため、小学校の基準に合致するよう改修を計画しております。脇野沢小学校の改築につきましては、脇野沢中学校を使用しながらの工事となることから、児童・生徒の安全を第一義に考え進めてまいります。

教育委員会といたしましては、脇野沢小学校にかかわらず、学校の小規模化の進行の解決策として、短絡的に学校統廃合という結論は急ぐべきではないと考えております。複式学級の解消に意を尽くし、教育の機会均等を目指したいという方針は変えてはおりませんが、それぞれの学校には明治5年の学制発布以来、地域教育の中核として、そこで暮らす方々とともに歩んできたそれぞれの長い歴史があります。このような経緯を考慮しつつ、そこで学ぶ子供たちはもちろんのこと、保護者や地域の方々の願いに耳を傾け、地域の宝である子供たちの教育の充実のため、地域と一体となって取り組める学校環境のあり方をともに考え、整備していくことが自らの責務であると考えております。

このような過程において、脇野沢地区においては、その後の少子化の進行についても十分に考察を加えたうえでの学校建設ということになっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

最後に、入校案内板の設置についてお答えいたします。川内小学校、川内中学校の案内看板につきましては、小学校の屋内運動場完成後の平成24年10月にグラウンド南側の国道沿いに木柱看板を設置しております。議員ご指摘の校舎北側の中

畑葛沢線への看板設置につきましては、当該道路が生活道路となっていることを勘案し、敷地条件等を調査した後、案内看板の設置に向けて検討する所存でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 敬老会のあり方についての副市長答弁に補足して、一般市民からの匿名投書に係る市の対応について説明させていただきます。

まず、敬老会の開催方法を変更することについては、昨年10月ころの当初予算編成時に社会福祉協議会とは事前協議しておりますが、敬老会の開催方法を改め、市が直営で実施したいという打診に対し、その場では市がそのように変更する考え方なのであればそのようにとのことでありました。それにもかかわらず匿名の投書によれば、地域懇談会の場で常務理事が、議員を頼んで反対させたらという、ある意味反対を先導するような言動があったとの指摘がありました。このことは、多額の補助金を支出している立場及び社会福祉法人の一般的監督権限を持つ立場である市としても看過できないものと判断し、4月10日には地域懇談会における常務理事の言動の真義について、また5月8日には4月30日に開催された理事会の場で明らかになった常務理事の言動について、定款や法令に反することはないかとの観点で、市長名で社会福祉協議会長宛てに文書回答を求めておりますが、いずれも定款や法令にもとるような行為はないとの回答でありましたことから、その後それ以上の措置はとっていない状況でございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 9番。

○9番（東 健而） 社会福祉協議会の問題については、議員が差し挟まれないところがありますので、ただいまの答弁を聞いて、意味がよくわかり

ません。どっちがどういうふうになつたのか。この問題は、大体今穏やかになつたみたいですので、この敬老会の年齢制限の問題というのは、市長がおられませんので、現在では議論の余地がないと思います。このことは、市長がまた新たに誕生しましたら、この77歳、もとに戻すか、80歳にするか、これも議論の対象になると思いますので、今回はこれくらいにしておきたいと思います。

それから、教育問題についてでございますけれども、ただいまの教育長のご答弁を踏まえまして、2点だけ再質問させていただきます。

まず1点目ですが、小・中学生を指導できる教員免許状の取得についてであります。小中一貫校で小学校、中学校の両方の教員免許状を必要とする答申が文部科学省の委員会で今現在議論されています。これは、同一校で生徒、児童が分離された状態で教育されていることに鑑み、同じ学校の校内で生活するのにおかしいのではないかとの異論が出たことによるものと思われています。小中一貫校導入がふえていく本市では、小学校から中学校まで連続性を維持するために、小学校と中学校の免許状を持った教員が不可欠であると考えます。分離教育に対する壁を取り払う教育も必要ではないでしょうか。この文部科学省の問題提起について、教育長はどのように考えるでしょうか。小・中学校両方の免許状を持った教師の採用が本市でも必要になってきていると思います。ご見解を伺います。

2点目、小中一貫校と制度化の機運についてであります。去る6月3日の毎日新聞の記事によりますと、文科省では市区町村の判断で公立の小中一貫校を設置できる制度の導入に向けて検討を始めたことが書かれています。このことは、強制的ではありませんが、少人数校の脇野沢のような学校の統合も促進されることが含まれています。私があえて小学校の建設見通しを聞いたのは、この

統合の促進を読んだためであります。

また、質問の7点目に同様の制度化に対する質問をいたしました。義務教育機関を弾力的に運営できれば、場所に応じた教育課程の編成が可能になります。このことは、政府の教育再生実行会議で議論中の学制改革の提言にも盛り込まれる見通しで、同省は来年の通常国会に学校教育法の改正案を提出する方向にあるとしています。記事によると、文科省では小学校の英語教育を小学5年生から正式教科にすることを検討しており、カリキュラム次第で英語教育の系統性、連続性を重視した英語教育が可能になります。この小中一貫校の制度化の機運について、まだ未確定な部分も多々ありますが、教育長はどのようにお考えでしょうか。この2点だけ、とりあえずお伺いいたします。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） 再質問にお答えします。

1点目は、小・中学校両方の教員免許状を持った教師の採用についてですが、最初にまず現行の制度についてご説明をいたします。

小学校や中学校の教員として採用されている方が本来の勤務校以外で勤務をする場合には、まず県教育委員会に兼務発令の申請書を提出して、承認していただく必要があります。そのうえで、教員免許状の所持状況により教科指導ができるのか、できないのか決まっています。例えば中学校の数学の免許を所持している教員は、小学校の免許状を所持していなくても小学校の算数の授業は単独で受け持つことができます。逆に、小学校の免許状しか持っていない教員は、中学校へ行っても単独で授業を受け持つことはできないということになっております。

校舎一体型の川内中学校ブロックにおきましては、小・中学校全ての教員が兼務発令を受け、それぞれの教員免許状の所持状況に応じて乗り入れ

授業や、教員がチームをつくって授業を行うチームティーチング、また習熟度に応じた学習指導など、小・中学校の壁を超えて受け持っております。

しかしながら、校舎一体型の小中一貫教育といえども、全職員が校種を超えて受け持っているわけではなく、また受け持つ必要もありません。ただ、体育祭などの合同行事における指導に際しては、小・中学校教員が互いに共同で指導に当たるため、全教員で兼務発令を受けているのが実情であります。

当市の小・中学校教員が連携して乗り入れ授業やチームティーチングを実施しているのは、あくまでも小学校5年生から中学校1年生を対象とした中期の授業の充実のためであります。このため市独自に小中一貫教育学習支援員を10名採用し、既に各ブロックに配置しております。

さらに、川内小学校では、教員の7割が中学校教員の免許状を所持しているという実態もあります。したがって、現状でも十分に中期の授業の充実が図られており、今後改めて小・中学校両方の教員免許状を所持した教員採用をするまでもなく、小中一貫教育学習支援員の効果的な活用を図り、小学校から中学校へのスムーズな連続性を維持し、小中一貫教育の充実に努めていきたいと考えております。

次に、2点目の小中一貫校の制度化の機運の高まりについてお答えいたします。新聞等によりますと、文部科学省は来年の通常国会に学校教育法改正案を提出して、現在全国の自治体が特例的に導入している小中一貫校を新たな学校種として制度化する旨の報道がなされています。このような制度化により、小・中学校が同じ校舎で9年間一緒に学び、学校運営も一体化した形で普及させたいという意図があるようですが、現時点で当市で該当するブロックは川内中学校ブロックのみとなっております。

制度化により、学校建設にかかわる補助金や教員の増員など、人的支援が新たに実施され、現在校舎分離型となっている当市の他ブロックの校舎一体型への移行が促進されるということであれば大変うれしいことであると考えております。しかしながら、制度化のみで予算等の恩恵が余り望めないものであったとしても、当市のように小中一貫教育にいち早く取り組んでいる自治体にとっては、それぞれの小中一貫教育で目指している目標の達成に向かって各自治体での裁量で現行の制度を超えた弾力的な運用ができる部分が広がっていくことも予想されますので、今後の展開を期待を込めて見守りつつ、制度化された際に素早く対応できるように研究を深めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 9番。

○9番（東 健而） ご答弁ありがとうございます。

ただいまの答弁を聞いて、別に問題はないと確信いたしました。

それで、もう一つ学校選択制についてお尋ねしたいなと思いましたが、これはまだ時期尚早ということでやめません。

最後に、教育は制度化の導入によりまして、これからもどんどん変化していくと思います。ですので、最良の教育を目指していただきたいと思っております。そのことを申し上げまして、東健而の一般質問を終わります。

○議長（山本留義） これで、東健而議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（山本留義） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明6月13日は菊池光弘議員、鎌田ちよ子議員、浅利竹二郎議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時03分 散会